

## 平成28年涌谷町議会定例会6月第2回会議（第2日）

平成28年6月23日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 一般質問

##### 1. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

##### 1. 議案第49号 辺地に係る総合整備変更計画の策定について

##### 1. 議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

##### 1. 議案第51号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

##### 1. 議案第52号 町道路線の廃止及び認定について

##### 1. 議案第53号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）

##### 1. 議案第54号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

##### 1. 議案第55号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

##### 1. 議案第56号 平成28年度涌谷町農業集落排水事業勘定特別会計補正予算（第1号）

##### 1. 議案第57号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

##### 1. 特別委員会の設置について

##### 1. 請願・陳情審査報告

##### 1. 議案第 3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

##### 1. 請願・陳情

##### 1. 議員派遣について

#### 1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤積雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	企画財政課長 兼参事	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者長 兼会計課長	佐々木健一君
農業委員会 事務局長	瀬川晃君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課 副参事	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君	総務課 上席副参事	達曾部義美君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれから許可いたします。

9番杉浦謙一君、一般質問席にご登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。

9番杉浦でございます。かねてより通告をいたしました項目に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、涌谷町の国民健康保険税について質問いたします。

涌谷町の国保税、まず最初に低所得者への負担軽減について町長の考えを聞くわけでございますけれども、この間、厚労省は国民健康保険税に対しまして低所得者の多い保険者対策として、昨年平成27年度から約1,700億円の財政措置を行っております。厚労省は、これについて被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能と、そしてまた被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果ということではございます。こうした財政支援を着実に住民負担の軽減につなげるよう、そういった取り組みが大事だと思います。このような国保税の低所得者への負担軽減について、町長の考えをお聞きいたします。

そしてまた、今後の国保の財政調整基金のあり方について、町長に伺うものであります。

平成30年度から国民健康保険の広域化に伴いまして、国庫の国保財政調整基金がどうなるのか。この基金を利用しての住民負担の軽減の考え方についてもお聞きいたします。

次に、涌谷町の子供の医療費助成制度について質問いたします。

国も少子高齢化ということで子育て支援を言い始めています。子供の医療費の一部負担金への助成制度の拡充について、町長の考えをお聞きいたします。

そしてまた、村井県知事が、河北新報にも載りましたけれども、方針転換したと報道がありました。これまで村井知事は助成制度拡充に慎重な姿勢を示し続けておりましたけれども、これがどの程度の年齢対象になるかは現時点ではわかってはおりませんが、このことによりまして涌谷町の乳幼児医療費助成制度がどういった影響を受けていくのか、そういった点をお聞きいたしまして、第1回目の質問といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

それでは、9番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問項目1の国民健康保険税について、1点目の低所得者への負担軽減についてでございますが、国においては低所得者対策として従前より保険基盤安定制度の拡充を行っているところでございます。平成26年度に実施いたしました低所得者向けの保険料軽減措置の拡充に加え、平成27年度には保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の税制支援を拡充しており、このことにつきましては質問者ご質問のとおりでございます。以降、恒久措置とし、対策強化が図られております。

国民健康保険は、被用者保険に比べ高齢者が多く加入する構造となっており、高齢化が国民健康保険の医療費増につながるものが懸念されておまして、これは涌谷町においても同様の状況でございます。また、健康上の理由により無職となり、やむを得ず被用者保険を脱退し、国保に加入する方は収入が少なく、保険税負担がかなり重いものとなることも考えられます。このような方々の保険税負担の軽減のためにも、被保険者の皆様の健康保持・増進の視点に加えて、さまざまな保健事業を通じて医療費そのものの適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

特に国民健康保険法等が改正され、医療費適正化への取り組み等を通じまして、保険者として努力していると評価された県や町に対して交付金を交付する保険者努力支援制度の実施を受け、今年度は健康やレセプト情報などのデータ分析に基づいて、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画「データヘルス計画」を策定しているところでございます。これまでもさまざまなデータを活用し、保健事業を実施しておりますが、今後はさらに分析を深め、生活習慣病の発症や重症化予防のため、より効果的な保健事業を進めていきたいと考えております。

ちなみに、涌谷町における軽減措置でございますが、それぞれ10分の7、10分の5、10分の2と、所得に応じて軽減措置を講じております。

2点目の今後の財政調整基金のあり方についてでございますが、平成27年度末の涌谷町国民健康保険財政調整基金の残高見込みはおよそ2億6,000万円で、おおむね適正残高となっており、ここ数年は2億5,000万円前後で推移しております。

平成30年度からは、国保の制度改革で県が財政運営の責任を担うこととなり、大きな転換期を迎えることとなります。県単位となることで、将来的に保険税負担の平準化が推進され、県内でも低い保険税額である涌谷町の1人当たりの保険税額が上昇することは十分予想されます。そこで、保険税額の大幅な上昇を避けるために、基金を活用して激変緩和を図ることも可能となるため、今後とも適正残高を維持し、健全な財政運営に努めてまいります。

基金の運用につきましては、後ほど担当のほうからお答え申し上げます。

項目2の子供の医療費助成について、1点目の子ども医療費の一部負担金への助成制度拡充についてでございますが、私は公約として現在中学生までが対象となっております子ども医療費を高校生までに拡大することをうたっております、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、現在設けております所得制限につきましても、撤廃し、全ての子育て世帯が平等にサービスを受けられるよう、子育て環境の充実を図ってまいります。

しかしながら、財源には限りがございますので、まずは財源の確保に努め、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の県知事が方針転換したことにより今後の影響についてでございますが、現在宮城県の補助対象は通院は3歳未満、入院は就学前までとなっております、この水準は全国でも最下位となっております。5月27日に行われました市町村長会議で、知事が従来の方針を転換し、2017年度から県の乳幼児医療費助成を拡充する方針を表明したことが報道され、秋までに具体的な拡大幅を決める意向とのことでございます。

当町といたしましては、県の医療費助成制度の拡充の決定も踏まえまして、子ども医療費の助成拡充について検討してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、杉浦議員への回答といたします。

ちなみに、所得制限を撤廃した場合の追加費用額ですが、対象者は155人で、費用額が395万2,000円。さらにまた高校生まで延長した場合の追加費用額は、対象者429人で715万1,927円との試算をいたしてございます。この際、通院の県補助が就学前まで拡大された場合、1,086万6,000円の2分の1を県で持つような形になりますので、当町の負担といたしましては543万3,000円の歳入増となりますので、その残額の財源措置をこれから講じるようにしてまいりたい、このように思っております。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） では、国保税の質問、2回目となります。

先ほど町長から答弁いただきました。最終的に支援金制度は平成27年度から今年度、平成28年度も同じ規模で財政支援を行っております。さらにまた来年度、平成29年度も規模を拡大しての支援金ということで、正確な数字はまだわかりませんが、私の試算でありますと涌谷町は平成27年度の見込みであれば26年度との比較で2,300万円ほどプラスの支援金がかかっているという見込みであります。

そういった財政措置がありながら、厚労省が言っているように低所得者への5,000円規模の保険税の軽減というのは実際にはその7割、5割、そういった軽減策ぐらいしかないのでは、町長の答弁にはありませんでしたが、具体的な支援策が必要じゃないかなと思っております。もう少し、ここで町長にやれと言うのはなかなか大変な話ですけども、担当課で検討させることがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。検討することは大事ですけども、前向きか後ろ向きかがありますから、そういった点を含めまして担当課に対する、部下に検討させるという点では考えはいかがかということで、2回目の質問といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、私のほうからお答えします。

ただいま町長の回答にありましたように、涌谷町の基金残高は今現在2億6,000万円ほどございます。そして、杉浦議員さんからお話のありましたように財政支援拡充ということで1,700億円、確かに涌谷町にも来ておりまして、2,300万円ぐらい、26年度と比べまして増加しております。ただ、こちらをそのまま保険税の軽減に使ってしまうと、その分やはり基金が減ってしまいますので、今現在の2億五、六千万円というのはちょうど適正規模の基金残高になっておりますので、これ以上減らしてしまいますと大変危険な状態になります。また、平成30年度から県広域化になりますので、そちらになった場合、この基金をそのまま残しておけば、保険税の上昇を抑制する激変緩和措置にも利用できますので、保険税を引き下げるのは今のところ難しい状況となっております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 基金も含めまして答弁いただきましたけれども、平成30年度の広域化に向けて、最終的には財政調整基金は必要ないのではないかと私は思います。そういった点では、今後の基金の、国なり県からの指導もあると思います。先ほど言った支援金の制度は、やっぱり厚労省も、国保税の運営はどこの自治体でも大変な状況にあるということ、そして働いている協会けんぽとはまた違って、低所得者が多い加入者、そういった点では財政支援というのは必要ではないかと思っています。その点で伺いますけれども、この財政調整基金は残すのか残さないのかという点が必要だと思えます。広域で一本化になるのであれば、財政調整基金は必要ないのではないかと私は思います。基金は町民の税金であります。国庫支出金、保険税を含めまして、町民、国民の税金であります。そしてまた共同事業交付金、これは国保連合会から来ているものでありますけれども、いずれにしても税金であります。いずれにしても町民の財産でありますから、何らかの還元はしなければいけないのではないかなと思っています。この基金の使い方、あり方について、再度伺いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 今、基金の使い方ということでお話をいただきました。先ほどもお話ししましたように、平成30年度から広域化になりますと、どうしても保険料率が県一本化になります。そうしますと、涌谷町は今保険税は下から数えて5番目ぐらいに低いものですから、普通に考えれば上がることが十分予想されます。この基金は全部市町村に残していいというお話ですので、特に県の基金に積むということはありませんで、これを活用させていただいて、これから国保に入る方、今現在国保に入っている方に還元していきたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど課長が、低い税率という話でした。副町長も、涌谷町の国保税の平均は低いほうだという話をよくこの議場でされておりましたけれども、県の担当からは多分35自治体の税率等、そしてまた応益割等はあると思うんですね。そういった中で、税率は低いほうなのかという疑問はあるんですけども、どうなんですか。率直に言って。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） では、国保運協の担当をしています私のほうからお答えしたいと思います。

涌谷町は、平成18年から国保税の税率を一切変えないで、10年間変えないで、低いままで来ております。先ほど課長からあったように、県内でも下から5番以内、低いときだと3番以内ぐらいに入って、1人当たりの

税金の単価が7万円ちょっとくらいで、県では本当に低いです。医療費も、確かに涌谷町は健康と福祉の丘ということでずっとやってきましたので、ほかの市町村よりも抑えられていると。その中で税金も安く済んでいるという形になっています。それが平成30年から県一本化になると、すごく高い額である市町村も多いので、多分涌谷町の今の税率では行けないと。国保の税金が上がるという形になります。それを避けるために、先ほど課長が言ったように今ある基金、2億6,000万円くらいあるんですけども、それをもとに激変緩和をしながら、徐々に近づいていくというような形をとってもいいよということで県のほうから言われておりますので、基金を今出してしまっていないんじゃないかという意見もありますけれども、大きく税金が上がったときに町民の方々が大変になるということで、それを激変緩和で使いたいということでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 基金の使い方、そしてまた保険税の今後の激変緩和ということで、理解したところですけども、それとあわせて先ほど町長の答弁にありましたけれども努力支援制度というのがこれからも制度としてあるわけで、そういったいろんな制度を活用しながら、特定健診、特定保健指導の実施状況とか、後発医薬品の使用割合によって努力支援制度があるということですね。また収納率の向上にも、状況としてこれを検討しているところでありますけれども、そういった努力支援制度とか基金を活用して低所得者に対する支援制度も大事だと思うんですね。そういった中で、いろいろと今年度ではなく来年度以降、そういった制度を活用するという点に関して、平成30年度の広域化を目指して安定的な国保運営をやっていくというのは一番大事なところだと思いますけれども、町長にお聞きしますけれども、いろんな自治体の状況もあると思いますけれども、この苦しい国保運営についてやはり先ほども私言いました担当課でいろいろな課題を検討させるという点が大事なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、国保につきましてお答え申し上げます。

その前に、今質問者が盛んにおっしゃっております涌谷町の国保税の軽減措置について申し上げます。まだ27年度決算統計が出ておりませんので、26年度の決算統計で申し上げますが、収納率につきましては26年度の現年の調定額が4億8,152万円、収入済額が4億3,732万円、不納欠損額が5,100万円、収入未済額が4,414万2,000円、収納率90.82%でございまして、滞納者につきましては調定額が1億858万円、収入済額が3,772万円、不納欠損額が451万5,000円、収入未済額が6,634万5,000円となりまして、収納率34.74%でございます。このような状況の中で、軽減措置でございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減となっております。26年度は7割軽減世帯数が850世帯、人数が1万280人、5割軽減が492世帯で1,053人、2割軽減が385世帯で887人、国保加入者世帯が2,944世帯に対しまして軽減措置を行っているのが1,680世帯と。いかに国保税の軽減措置が図られているかということでございます。特に25年度から見ますと、世帯数で約130世帯軽減対象世帯がふえております。そのことを考えまして、先ほど1回目の答弁で申し上げました保険者努力支援制度を活用すべくデータヘルズ計画を今担当課に指示いたしまして、質問者が盛んにおっしゃっておりますように激変緩和措置に、それから基金の有効活用に向けて今努力しているところでございますので、ご理解いただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 国保税に関しましては理解をいたしましたので、子ども医療費の助成制度について質問

いたします。

先ほどの町長の答弁にありましたけれども、県の補助対象が3歳未満の通院費、そしてまた就学前までの入院費ということで、全国的に見ても最低のほうのランクなんですね。県は拡充策の柱ということで、通院費助成の年齢の引き上げを念頭に置いているようでございますけれども、そういった材料があるわけで、所得制限も先ほど町長が撤廃をするということでありましたけれども、涌谷町はほかのところと違って、所得制限は大崎市以外は大体撤廃している状況があって、近隣町村の中でも少しおくれてしまったところはあるんですけども、そういった点で前向きな答弁もいただきました。

私最後に、中学校卒業までこの間は拡充したわけでございますけれども、これが年度途中の10月から拡充したということで、若干中途半端な時点であるということで、やはり拡充をするのであれば4月から、年度初めからやるべきだと私は思うんですね。周知徹底の面もありますし、これはあくまでも努力ですけれども、そういった点はやはり必要なのではないかと思っておりますけれども、町長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 県の負担措置により地方の負担措置がどうなるのかという内容かと存じます。ちなみに、所得制限を撤廃しておりますのは美里町初め13市町村。所得制限があるのは残念ながら涌谷町初め22市町村でございます。このことを受けまして、所得の格差をなくそうということで申し上げてまいりました。県知事が今後子ども医療費に対しまして見直しをするということございまして、まだはっきりと金額とか年度を言っておりませんが、恐らく29年度の4月からかなという感じがしておりますので、そうなりますと涌谷町のみならず各市町でそういった体制をとり、そしてまた県の財政措置を見ながらあわせて財政措置をするものと考えております。それにつきましては先ほど申し上げました。

それから、子ども医療費、543万3,000円の歳入増となり、その差を町で財源措置しなければならないということございまして、大体300万円ぐらい必要かなと思っております。その際の財政措置の考え方、負担と享受の考え方を申し上げますと、子ども医療費につきましては子育て支援の一環として公約に掲げさせていただいたことは質問者はご存じでございます。

28年度は赤ちゃんおむつ代、1人2万円を手当ていたしまして、240万円の財源措置をいたしました。この財源でございますが、きのうも申し上げましたように新たな財源ということでなくて、旧来の財政の見直しをしよう。町が各種団体に補助金を支給しております。その際に、この財源の減額ということで補助金を減額させていただきました。このことにつきましては、いろんな方から大変ご批判をいただきました。私が町長になってから補助金を減らされたと。けしからん町長だと。今でも言われております。私は、将来をお願いする子供たちをいかに育てていくか、これは少子高齢化の対応策でもございまして、我々現役世代があらゆる面で知恵と工夫をもって対処すれば、この財源は子供たちのためにしっかり役に立つ、将来をしっかりとお願いできる、そのように考えております。それでも補助金が足りないということであれば、余計に補助ということであれば、その方と徹底的に議論してまいりたい、今でもそう思っております。

子ども医療費につきましても、同様でございます。26年度決算において、町の増嵩額は国保、社保合わせて2,906万3,000円。これを高校生までとなりますと3,200万円ぐらいで、約1割強の増加になるだろうというふうには私なりに試算いたしました。27年度決算統計は出ておりませんが、所得制限なしで、先ほど申し上げま



した数字になりますが高校入学までの医療費は395万円くらいの増加と試算しております。高校生となりますと、受験勉強、部活、それから体力の充実で医療機関にお世話になる機会は少なくなるということで、対象人数も対象金額もそこまで行かないだろうと見ております。この件と、今度宮城県が子ども医療費の見直しということで、新たな財源措置が必要でございますが、先ほど申し上げましたとおり将来を託す子どもたちに我々が何をしてあげられるか、負担と享受をどのように議論するのか、そのことをあわせますと、現役世代の我々がもっと議論しなければならない、このような考えで子育て支援をしてみたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 10番門田善則君、一般質問席に登壇願います。

〔10番 門田善則君登壇〕

○10番（門田善則君） おはようございます。

10番門田であります。かねて通告しております天平の湯、天平ろまん館の管理運営についてということで、一般質問をさせていただきます。

その前に、昨日監査委員さんの報告がありまして、実を言うと私の質疑とダブるなということで、ゆうべちょっと寝ながら考えたんですけども、あしたの一般質問はどうしたものかなと、やめたほうがいいかなと、取り下げたほうがいいかなというふうな考えもあったんですが、よく考えてみるときのうは議事録に残らない休憩中の質疑であったということで、これはやっぱりやらなきゃいけないということで、本日、ダブるかもしれませんが、一般質問をさせていただきたいということで、あしからずでございます。

さて、天平の湯、天平ろまん館につきましては、いろんな部分でオープンから300万人を超えた天平の湯、そしてろまん館については今は外国人の来訪者も多く、現状としては売り上げ等見れば若干マイナスもあるんですが、広く周知徹底されて、観光施設としてのろまん館になっているのではないかなと考えております。

しかしながら、この運営管理については、やっぱりちょっとここに来て考えなければならない時期に来ているのかなと。それはなぜかといいますと、ここにもあるんですが、管理運営についての部分と、「涌谷町健康文化複合温泉施設の管理に関する基本協定書」というのがあるわけでございます。この中では、4ページに「指定管理料の支払いは原則として行わないものとする」と書いてあるわけでございます。しかしながら、平成10年にオープンしてから6年間は大変利益が出まして、涌谷町のほうにも繰り入れをされて、約3億円ほど金が入っている状況であります。しかしながら、その後につきましてはほとんど入っておらず、逆に指定管理料としてこちらから出している状況が現在の状況になっております。それが平成19年度から27年度まで、約2億7,243万8,000円ということにもなっております。

そういった部分を鑑みますと、やっぱりこの管理運営の中で、お願いしています地域振興公社のあり方が現状のままでいいのかと。これは昨日もきょうの新聞にも出ましたけれども、「公社の事務処理ずさん」ということで河北新報に出ているわけですが、私もその点が大変不安視されて、今回の一般質問になっているわけでございます。しかしながら、前の日にあいった議論がありましたから、ダブってしまうとは思いますが、やっぱり議事録に残る質疑をしなければならないということで、本日やっているわけですが、町の考え方として今後その運営管理をどのように持っていくのか、町民の大切な税金を預かっている中で、その有効利用の中で、果たしてその足りない部分を指定管理料として穴埋めにされているような感覚で投入することは、

町民の福祉の向上になるのだろうか。そういった疑問の点から、今回の質疑でありますので、その辺についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 通告どおり、公社の理事会のあり方、町民の福利厚生施設の考え方、全部述べてください。

○10番（門田善則君） それでは、2回目で言おうと思ったんですけども、通告しているのは今の公社の経営陣、要は理事のあり方についてもお聞きしたいと思っておりました。実を言うと、今現在理事につきましては理事長が不在であります。2月に町長から全員協議会で、3月までに改革委員会を立ち上げて、3月までにその部分で結論を出して、5月には一新された理事で運営をしていくという報告がなされております。しかしながら、今現在6月23日になっておりますが、いまだにそれが実現されていないのが現状であります。そのことについてもお聞きしたいと思っております。

それと、指定管理のあり方については、もう新聞に出ているからですけども、今後公募ということで町長の考えがあるようですが、そのこともあわせて聞いておきたいなというふうに質疑のほうでは出しておりました。そのことについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町民の福利厚生施設の考え方は。

○10番（門田善則君） それはいいです。きのう聞きましたので。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） それでは、10番門田議員の一般質問にお答え申し上げます。

その前に、先ほど質問者からご指摘ございました。きのうの遠藤代表監査委員の監査報告の中で、町があのような指摘を受けたことに対し、けさ河北新報の県内版の1面を飾ることになりました。2012年から2014年までの経理処理ということでございますけれども、今現在携わっている者として深くおわび申し上げます。各方面からいろんなご批判の電話をいただいておりますので、担当部長と副町長とで関係方面にいろんなご挨拶をしてみたいと思っておりますので、おわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

質問項目1点目、公社の指定管理料についてでございますが、きのうも申し上げました。基本協定の目的、意義に基づきまして、27年度から29年度まで昨年度新たに協定を締結いたしました。きのうも申し上げましたが、今質問者が質問したとおり、業務実施による収益の入れかえで収支を改善するということになりましたけれども、契約行為に対しまして契約者がどれだけ責任を持つのかということが協定にはございません。数字の欄が空欄のまま、お互いに決済するというのは非常に不可思議と思っておりますので、このことにつきましてはきのう申し上げましたが、27年度から29年度までの契約期間でございますが、契約期間中であってもこのことを見直してまいりたい、協定書の見直しをする考えでございます。そのことにつきましても、現在遠田商工会議所と相談しながら、会計士及び税理士の方と相談しながら、ご指摘を受けているところでございまして、経営改善に努めてまいりたいと思っております。

指定管理料につきましても、きのうも金額のことでいろいろございましたので、数字的なものは後から申し上げますが、2点目の公社の理事会のあり方についてでございます。質問者おっしゃるとおりのような経過がございました。その際に、27年度の精算というものが出来まいりました。その精算につきましても、随時議会と

相談しながら、精算額を決め、その精算に向けた結果、時期がずれたことに対しましてはおわび申し上げます。精算せずに新しい体制というのは、受け取る方が非常に苦労すると思いますので、やっぱりしっかりきれいにしてからお渡ししたい、このように思っておりますので、お許し願いたいと思いますし、また今月末に緊急に総会を開きながら、体制を固めてまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） きのうもちょっとやっているものですから、質疑する段階で同じことを何回も聞くのかと言われるのも私としてはちょっと意図に合わないというふうな考えの中で質疑をせざるを得ないんですが、町長がもう今先にこういうふうなことで申しわけないと、ごめんなさいと言われてしまうと、私もどういふふうに聞いたらいいのかなという中で、大変戸惑うわけでございますが、ただはっきりしていただきたいのは、やっぱり町長自身の中にもこうしたい、ああしたいという考えがあって、2月の全協の中で理事会のあり方についても改革をして、そして新体制をつくって、それで管理運営をきちんとやっていきたいという気持ちがあったんだろうと。しかしながら、現時点ではまだそこまで至っていないということだと思うんですが、ならばじゃあ町長としてざっくばらんに言っていただければ、もう新聞には公募と出ているからあれなんですけれども、もう公募という考えが町長にあるのであれば、やっぱりその考え方を中心に前に進むべきだと私は考えます。だから、その辺についてももし考えがあるのであればお聞かせ願いたいと思いますし、協定書に「支払うものではない」ということになると、けさの河北新報じゃないですけども、赤字補填と言われてもしようがないんですね。だったら、もうやっぱりここに来ては、まずもって運営管理のあり方について今公社にお願いしている部分が果たしていいのかどうかをここで検討する機会に来ているだろうと。だから、その辺を町長にはぜひ町民にわかりやすく答えていただければなど。そして、新聞にも出てしまったわけですから、やっぱりここではっきり自分の考えを示すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 指定管理者の選定ということでございます。涌谷町には平成17年12月26日施行の涌谷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、第1条から第12条までございます。さらにまた同月同日施行の涌谷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第1条から第10条までございます。私は涌谷町の条例をしっかりと守りながら、この条例にのっとった運用をしてまいりたい。涌谷町の憲法でございます条例等を曲げるわけにはいきませんので、それに倣って進めてまいりたいと。

指定手続等に関する条例の第2条に、指定管理者の公募というのがございます。さらにまた下げて、条例施行規則の第2条に、「条例の第2条の規定により、公募するときは次に掲げる事項を明らかにするものとする」と。第1項、指定管理者に管理を行わせようとする施設の概要。第2項、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲。第3項、指定管理の指定期間。第4項、申請の資格。第5項、申請を受け付ける期間。第6項、申請の方法とございます。さらに、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項というのもございます。第1項、専門的な高度な技術を擁する法人、その他の団体。第2項、規定の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待できること。第3項、現にその管理の業務を行い、当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供、事業効果が期待できることとあります。私は、指定管理者の指定手続等に関する条例並びに条例施行規則にのっとって進めてまいりたいと、このような覚悟

でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長、今文章を読んでもらったんだけど、先ほども言いましたけれども、町民にわかりやすく、こうやって新聞に出してしまった以上はその運営管理に問題があるんだろうということを町民はみんなわかったわけですから、そこをきちんと。だから、我々議会に2月にお示ししていた、改革委員会を3月までやって、5月には役員を一新して新たなスタートを切らせるよという報告をしているわけですから、それが今現在できていないということ、じゃあいつまでそれをなし遂げるのか、それをきちんと答えるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 5月までのやつがなぜ伸びたのかというご指摘でございますが、その間に27年度の精算というものがございました。今手元でございますが、1,950万円の精算金額でありますけれども、これを議会にお諮りしながら進めてまいりましたので、時期がずれたということをお示し申し上げます。

あと、検討委員会の中身につきましては、副町長のほうから申し上げます。（「いつまでやるんですか」の声あり）

先ほど6月中に理事体制をつくりたいと申し上げております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 役員のあり方については、繰り返しますけれども6月中にその体制をつくってということは、6月中というのはあと7日か8日しかないわけですが、大丈夫なんですか。その辺は改めて答えていただきますが、私はやっぱり監査委員さんに指摘されたことは真摯に受けとめて、抜本的な改革が必要ではないかと考えます。だから、役員をかえれば変わるんだろうというような簡単な問題ではなくて、きのうも私提案しましたが、やっぱりその道のプロの方々、さっき町長も言っていましたけれども、そのこの業種に精通された方というような表現をしておりましたけれども、やっぱりそういった方を外部から入れて、そしてそういった形の役員会にして、役員というものは経営者ですから、やっていくべきだろうと。今の充て職で入っている役員の体制では、絶対にいけないと思うので、やっぱりその辺を町長としては決断して、外部からも入れた役員構成の中で運営していくのが一番ではないかと考えますが、その辺はいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 質問者ご指摘のとおりでございますが、先ほど申し上げました経営指導、それから会計士によります指導につきましては、5月27日に会計士、税理士の指導をいただいております。7月13日は経営コンサルから販売促進等の指導をいただくことになっております。

新たな体制づくりということでございますが、私の考えでは、年度途中というのは体制の変更というのはかなり難しいだろうと。理事会構成をしっかりさせて、29年度からの再出発に向けた形づくりをします。きのうから言われております法人格を持った団体にするためには期間がかかります。少なくとも29年4月より前に法人資格を取るような作業を進めたい。そして29年4月から新たな経営体制というふうを考えております。当然税理士あるいは経営コンサルと相談しながら、あるいは法務局と相談しながら、法人手続を進めて、新たな法人格を立ち上げて新年度を迎える、このように考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今後のことについては、私も町長がそういう考えであればそれに賛同して、何とか改革をしていただければありがたいなと思いますけれども、じゃあ結果的に新聞にきょう出てしまった部分の中で、じゃあこの検証についてはどうするんだと。なぜこういうふうになってしまったのか。なぜこういう問題が起きてしまったのか。その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） その件につきましては、きのう申し上げました……、「休憩」の声あり）では休憩してください。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

10番。

○10番（門田善則君） 今なぜこれを聞いているかということなのですが、相当大事な問題なんですよ、町民にとっては。指定管理料を長年入れてきているわけですから。本来は入れなくていいものを入れてきているわけですからね。これは町民の血税を入れてきているわけですから、チェックをするのが我々議員ですから、切るのは当然。きのうの部分についてはあくまでも議事録に残らない部分ですからね。きょう私が聞くのは、全部議事録に残るものですから、これは大きいんですよ。ですから、繰り返しになるけれどもと前もって言って、聞いているわけですよ。議事録に載るということは、大変重要なことであって、裁判なんかでも1回議場で言ったものについてはきちんとした証拠になると言われているんですよ。だから大事だから言っているんですよ。きのうのことは一切載らないんですよ、何にも。だから、皆さんも誤解しないようにね。監査委員さんは黙っててください。

○議長（遠藤稔雄君） 不適切な発言は控えてください。

○10番（門田善則君） 本当に私は、繰り返しになりますけれども、新聞に出たこと、また監査委員さんがなぜ調べたのかときょう聞きました。そうしたら、第199条の部分で私は監査ができる立場にあるからしたんだという答えでした。私はもっと違う答えが出るのかなというふうに思っていたんですけどもね。ちょっと私の中で疑問が生じたから監査をしたんだという言葉があるのかなと思ったんですけど、ただ第199条のと言われたので、それ以上のことは聞きませんでしたけれども、町長、やっぱり今までのことをきちんと改めるのであれば、正直平成19年度から27年度まで、誰が経営者だった、誰が管理者だったということはそれはあえて、誰もみんなわかることですから言いませんけれども、ずっと何億円という金を指定管理料として入れてきているわけですから、要は協定書に書いてあることと、指定管理料という部分の中で、払わなくていいものを払い続けてきたということを私は問題にしているわけですから、ですから今後の経営に関しては役員を一新して、公募

という部分、町長が言っていますけれども、入れていただいて、新たにその辺の改革をしていただいて、ならば指定管理料を多く払わなくてもいいようになっていって、経営が安定していただければなということで同じことを繰り返して言っているわけでございます。ですから、そういった意味で町長も恐らく同じ考えだと私は思います。要は指定管理料が湯水のごとく繰り入れされるようでは大変なことになるわけですから、だからそういう意味では町長の改革が一番私は重要だと考えて、この質疑をしているわけです。ですから、6月中に役員をきちんと決めて、新体制は来年4月1日からきちんとした形でできるようにしたいんだということであれば、じゃあどういふ方を理事としてお迎えして構成していくのかということをお聞きします。

○議長（遠藤稯雄君） 休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開します。

副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） それでは、質問者と答弁者でちょっと違う面がありましたが、質問者のほうについては指定管理料についてそのようにやってきたんじゃないかということではありますが、きのうもちょっと話しましたけれども、平成6年にろまん館が建って、平成10年に温泉が建って、そのときは制度的には業務委託なんですね、ただの。だから、町が主導の中でそのものは動いてきたということでございます。その中で、ろまん館、温泉の中でもうかれば寄附、マイナスであれば入れるというような形でずっと来たわけですね。平成18年度、小泉さんが公設民営をとということになって、平成18年度から指定管理者制度を入れました。監査委員さんの監査報告にありましたけれども、指定管理者制度を熟知しないままに事が進められてきたということでもあります。その中で、本来であれば指定管理者を選ぶときに町長が言ったように公募であって、その公募の中で町が望むものの指定管理はこういうことだよという話をして、その事業者がじゃあそのような形で私たちは対応しますということになれば契約を結ぶ。そのときに、不採算部門もお預けしなければならないものですから、その部分については指定管理料としてお上げしますという中で指定管理は本来は進められてこなければならなかったのですが、18年度からスタートしたんですけれども、理事長さんもその当時はそのことをきちんと理解しないままやったものですから、副町長が理事長という形の中で来て、職員も派遣しておりました。今回、監査委員さんが調べた中では、理事長も町から離れて公社のほうにお任せしたということの中で、初めて指定管理制度の中で動いた状況であります。その中で、いろいろな問題が出てきましたので、改革委員会を開いたときにいろんな意見をいただきました。私のところに副町長が理事長をやったらいいでないかという委員さんもいました。ただ、私は指定管理者制度というのはそういうものじゃないと、公設民営なので、あくまでも民営の中でやっていただきたいということで、やっておりました。

その中で、協定書があるんですけれども、指定管理料を払うべきではないと、あれも間違いです、本来。熟知しないままに制度を取り入れてしまったものが今になってそういう状況になっている。ですから、実際は平

成10年から平成16年の間、6年間ですね、温泉ができたときには確かにお客さんもいっぱい来て、もうかった分、それは町のほうに寄附という形で来ているものもあるので、いただいているので出そうかなというような形の中で進められてきたのが現状だと思っております。

今後、ことしの5月まで前の理事さんの任期があります。途中でやめられた方もいるんですけども、その方も次の理事が決まるまでの任期は規約の中で決まっているので、必ずつがななければならないということになっています。今現在公社のほうでは、6月に総会を開いて新しい体制をつくって、その中で法人化を目指そうと。今町長が言われたように、その前には一回精算しなければならないということで、今事業を進めておりますので、もう少し待っていただければその形ができると思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） ですから、今回は相当いい機会にもなったし、そういう時期だったんだろうなと思いますが、じゃあ最後に聞いておきますけれども、今度新たな公募型で決まる方々についてもそうなんですけれども、協定書、今副町長が協定書はずさんみたいなお話なんですけれども、実際協定書は4回書きかえされていますね。ところが、内容が変わったところというのはある一部しか変わっていないんですね。だから、ほとんど一緒なんですよ。だから、全面的に見直しと考えていいんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 協定書の中は多分指定管理者制度の協定の中であるので、ただ指定管理者を置くときには指定管理料を払いなさいよと法律的になっていますので、ただうちの町は赤字になったらその分を補填しますという形の中でやられてきた部分があったので、その辺は次期からは事業計画をきちんと出していただいて、年間の収入、経費、それから不採算部門はこのくらいあるのでその分は指定管理料を払うという金額はきちんと決めてスタートしていただくというような形になると思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 大体わかりました。

では最後に町長に聞きますけれども、まず一新を図るということで、繰り返しますけれども6月までに新体制をつくってやられるということで理解します。

それと、新年度については来年4月1日からをめぐりにきちんとした形で進めていきたいという考えということで、公募型をまず自分の考えとしてはメインにしてつくり上げるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、今副町長も言いましたけれども、協定についてもある程度その指定管理の部分を考えながら協定書をつくっていくと理解してよろしいのでしょうか。

そこをお答えいただいて、終わりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 指定管理者の選定につきましては、先ほど申し上げました条例並びに施行規則にのっとり、進めてまいりたい。そしてまた、29年4月にスタートできますような新たな法人格の体制をお願いしたい、そのように考えております。

なおかつ、私も26年10月まで在籍していた1人として、この公社の経営につきまして気づけなかったことに

については今反省しているところがございます、その反省に基づいて再建策を講じているところがございます。ご理解いただきたいと思ひます。

それから、先ほど監査委員さんの件が出ましたけれども、私がお願いした監査委員さんでございますので、監査委員さんの立場で申し上げますと、きのうの監査報告書の作成あるいは監査に取りかかったことにつきましては、地方自治法第199条で監査委員の職務権限と第2項で裏づけておりまして、第2項の裏づけといたしまして第252条の7で監査委員は地方公共団体から委託を受けた監査以外に、地方公共団体が財政措置をするもの、それから支援するもの、そういった項目につきまして監査委員が地方公共団体から指示を受けなくても監査できるという地方自治法がございます。それにのっとりてきのうの文書が作成されたものと思っております、この条項は監査報告書の中にも随所に出てまいりますので、なおご確認いただければと思ひます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

#### ◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、資料配付のため休憩します。



休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

[出席議員休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

改めまして、選挙管理委員会委員に、「ちょっと待って。おかしい」の声あり）何ですか。これですか。議長宛てに推薦の、選挙管理委員会のほうから届いておりますので、それにのっとってやっております。休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

[出席議員休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

それでは、選挙管理委員会委員に田部勝一さん、清水勲子さん、熊谷かち江さん、伊藤勝義さんを指名いたします。以上の指名人をもって当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田部勝一さん、清水勲子さん、熊谷かち江さん、伊藤勝義さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に久道好子さん、石川幸秀さん、小野秀一さん、川口美恵子さんを指名いたします。

なお、補充の順序は指名順序のとおり定めることといたします。

以上指名人をもって当選人と定めること及びその補充員の順序にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました久道好子さん、石川幸秀さん、小野秀一さん、川口美恵子さんが選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、補充の順序は指名の順序と決しました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第49号 辺地に係る総合整備変更計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、当町における辺地地域であります生栄巻地域について、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく総合整備計画を変更いたしましたので、同法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、議案書1ページ、2ページになりますけれども、議案第49号辺地に係る総合整備変更計画の策定についてのご説明をいたします。

本整備計画につきましては、本年3月会議におきまして、生栄巻大橋改修事業費の増額に伴い変更したところですが、後ほど一般会計補正予算第2号でも出てまいります、今回財源として予定をしておりました社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、計画の財源内訳を変更することで県と協議をし、平成28年5月25日付で協議が整いましたので、議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 辺地に係る総合整備変更計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 辺地に係る総合整備変更計画の策定については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、監査機能の独立性や専門性を高めることで、適正な行政運営を図るため、地方自治法第252条の27に規定される外部監査契約に基づく監査に係る制度を運用できるよう条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、定例会議案書の3ページを見ていただきたいと思います。

議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例でございます。

本案につきましては、昨年のアスベストに係ります議会の請求に基づく監査ですとか住民監査請求、それから昨日報告を受けました指定管理者の監査など、監査の内容に専門的な知識が要求される案件が今後も予想されますことから、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、多様な監査に対応し、監査機能の独立性、専門性を一層充実させるため、個別外部監査契約に基づく監査制度を運用できるよう、本条例を制定するものでございます。

外部監査につきましては、包括外部監査と個別外部監査の2つがあるわけですが、包括外部監査というのは県、政令都市では義務化となっておりますけれども、その他の市町村については条例を定めることで外部監査ができるとなっております。

包括外部監査につきましては、監査委員が行っております随時監査に相当するものでして、毎会計年度1回以上、外部監査人が必要と認める特定のテーマについて監査を行うものでございます。

個別外部監査につきましては、条例で定める事項について個別外部監査請求があったときに契約を結んで監査をしてもらうというものでございます。

包括外部監査につきましては、一度条例を制定しますと毎年必ず外部監査を実施することが義務づけられますことから、費用的な問題が生じるわけですが、個別外部監査は住民の方が関心のあることを必要に応じて求めることができ、外部監査人との契約についてもその都度締結するという利点がありますことから、今回制定しようとするものにつきましては個別外部監査契約に係る条例としたものでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。

第1条は、趣旨でございます。

第2条につきましては、各項の監査請求をする場合に監査委員の監査にかえて契約に基づく個別外部監査を求めることができることを定めたものでございまして、第1項につきましては法第75条第1項の請求ということで、選挙権を有する者の5分の1以上の署名をもって行われる事務監査請求でございます。

第2項につきましては、法第98条第2項の請求ということで、議会からの監査請求。

第3項につきましては、法第199条第6項の要求ということで、町長からの監査の要求になります。

第4項につきましては、法第199条第7項の要求ということで、町長の要求に基づく町が財政援助を与えている団体等の監査についてございまして、各号に監査を要求できる内容について規定しているものでございます。このうち、4ページになりますけれども、第5号におきまして公の施設の指定管理者も対象とされているところでございます。

第5項につきましては、法第242条第1項の請求ということで、住民監査請求について規定したものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしたものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

ただいまの議案第50号でございますが、議案書において不備がございましたので、これを午後に改めて提出ということで、ご了解いただきたいと思っております。（「内容」の声あり）内容ですか。

では総務課長、その不備について。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 大変失礼いたしました。

本条例の附則の後に提出年月日、それから提出者の町長の氏名が入るものですが、大変申しわけございません、議案第50号、それから第51号につきまして抜けておりましたので、この分を後ほど差しかえさせていただきますかと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

ただいま言ったように、提案者あるいは提案の提出日の日付の不備でございますが、第51号もそうなりますけれども、これを後で差しかえとすることで、審議内容は同じでございますので、審議して皆様にご判断をいただくということで、ご了解いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、改めて不備な点は差しかえさせていただきますか、その内容についてご審議いただきたいと思っております。

それでは、これより先ほど説明がございました議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例についてご質疑を受けたいと思っております。10番。

○10番（門田善則君） 職員としては大変なことですので、今後気をつけてもらいたいと思っております。

まず、契約金の話がございました。大体どのぐらいになるのか、その辺も知っているのであれば教えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 費用の面でございますけれども、個別外部監査の請求に基づく内容につきましてそれぞれその自治体に依拠して違っているようではございますけれども、外部監査を依頼する方が弁護士であったり公認会計士、それからその案件によりましては補助員という方を、同じ公認会計士だったり弁護士をつけられるケースもございますので、一様に幾らということはいえないわけではございますけれども、100万円とか、場合によっては300万円とかというケースもあるようでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 弁護士さんとか公認会計士さんとかを使えばそれぐらいの費用になるのかなとは思いますが、結局これをつくって、要は外部監査をしていただくことによって適正な町の運営と申しますか、そういったことを目的にするような形を考えていいんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま門田議員さんがおっしゃられたとおりでございます、監査機能のさらなるチェックの強化ということでございます。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 新たにかかわる条例でございますけれども、ただいまの答弁で弁護士等という形ですけれども、そういう方の人選はもうできているのですか。公認会計士なり弁護士なり、そういう方々の人選はできているのか、まずそれをお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま説明の中でも申し上げましたが、個別外部監査の請求された内容によりまして弁護士さんがいいのか会計士さんがいいのかというのを判断されると思いますので、その請求が出されたときにどういった外部監査人がいいのかというところで選任したいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 当然予算にも出てきていないことでもあるわけですし、何か事件が起きて、それから人選して予算措置をして対応するという形になるんだと思うんですけれども、その期間は結構かかるんじゃないかと私なりにも思うんですが、その辺の考え方や進め方があれば教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 監査の期間につきましては、当然外部監査に付していかどうかということをもまず議会に諮ります。それが承認された後に、外部監査でこの方にこういった契約で監査を頼んでいいですかというのもまたさらに議会に諮ることになりますので、時間的にはかかるわけですけれども、住民監査請求の場合ですと通常は60日以内ということで報告書を出さなければいけないわけなんです、個別外部監査に付した場合につきましては90日以内ということでございます。ただ、それ以外の監査につきましてはその期間というのは特に設けていないということでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうであれば、やはりその期間に間に合うような対応はしておかなければいけないものだと思うんですけれども、その辺はいかがなものですかね。60日なり90日で当然結果を出さなければいけないということであれば、そういう問題が発生して、議会を開いて、予算をとって契約していかどうかも検討してとなると、結構時間がかかるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 包括外部監査のお話をしましたけれども、年間を通してお願いする外部監査につきましては1年を通してということでございますから、あらかじめ外部監査人の選任をしななければいけないわけですけれども、個別外部監査につきましてはあくまでも請求があつて、監査委員さんがそれを受ける受けないを判断しまして、町長のほうにこういった個別外部監査の請求がありましたよという意見書が出されてきます。それをもって外部監査人を選任することになりますので、あらかじめ選任しておくということについてはちょっと難しいのかなと思っております。（「あらかじめ選任とかじゃなくて、予算措置とかをしておかないと、なかなか対応が難しいんじゃないかと思うんですけれども」の声あり）それにつきましては、やは

りその案件が出たときに一緒に予算についてもお願いしたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4回目ですか。いいです、許可します。どうぞ。

○2番（佐々木敏雄君） やはり期間が限られているわけですので、案件が出て検討して、するかしないかの結果を出して、そんなところで1カ月はもう過ぎるんじゃないかと思うんですけども、そうであれば当然暫定的な予算でもいいからとっておいて、相手も決めて、それから契約なりなんなりを議会にかけたほうがやりやすいんじゃないかと思えますし、スピーディーじゃないかと思うんですけども、その辺をもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議員さんおっしゃられるとおりでと思えますけれども、何回もお話しますが、やっぱり請求される内容に応じて弁護士さんがいいのか会計士さんがいいのかということもありますので、その案件に応じては補助員というのもつけたりつけなかったりということもありますので、その案件が出てから議会にお諮りするときにあわせて予算についてもお願いしたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。6番。

○6番（只野 順君） 今の個別監査請求なんですけど、やはり議会に出すといっても、議会が通年議会で開かれる状態には常にあるんですけども、その案件だけで時間をとるとか、あるいは60日という日程まで入っているので、今2番議員さんが言いましたようにやはり予算化して、構えておくような状況がよろしいと思うんですけども、再度そのところをもう一回確認してください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 前もって予算をとっておくということですけども、その予算そのものがどれだけかかるかということがはかれないものですから、実際依頼する場合の、弁護士さんだったり会計士さんにご相談しながらその金額については出さなければいけないかなと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号 涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例については原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

[出席議員休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第51号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条による介護保険法の改正により、地域密着型サービスとして新たに地域密着型通所介護が平成28年4月1日から施行されたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書につきましては5ページから26ページになります。それから、新旧対照表をごらんください。

まず、今回の改正について概要を説明いたします。

介護保険法の改正によりまして、地域密着型サービスに新たに地域密着型通所介護が創設され、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスに移行するものとされました。また、地域密着型通所介護のうち、難病やがん末期患者を対象とした利用定員9名以下の指定療養通所介護についても、同様の理由から地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型サービスに移行されたものです。

それでは、説明につきましては追加資料の1枚物、議案第51号追加資料というA3の横になったものをごらんください。こちらのほうに今回変更になった部分を一覧にしておりますので、こちらで説明したいと思います。

これらにつきましては、国の省令の基準に準じて定めたものでございます。

まず、目次に第3章の2として「地域密着型通所介護」を追加するものです。

次の第14条から第55条までにつきましては、引用条項及び字句の改正でございます。

次の59条の2から中ほどの59条の20までは、先ほど申し上げました利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所について地域密着型通所介護として基準を定めたものでございます。

それから、中ほど、第59条の21から第59条の38までにつきましては、利用定員が9名以下の療養通所介護の事業所の基準を定めているものでございます。

それから、第60条から第202条までにつきましては、引用条項及び字句の改正と、準用規定による条項の削除を行うものでございます。

議案書にお戻りください。

議案書の26ページ、最後のページになりますが、附則につきましては施行日を公布の日からとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第52号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在造成工事を進めております黄金山工業団地に隣接する町道のほか2路線につきまして、状況に応じた整理を行うため、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、3路線を廃止し、3路線を認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書の27ページと議会資料11ページをお開きください。

議案第52号 町道の廃止及び認定についてご説明申し上げます。



ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、町道を廃止・認定するために、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議会資料の位置図をごらんください。

廃止する3路線は、路線番号139の田町裏2号線と313の福沢1号線及び316の福沢黄金山線であります。

次のページをお開きください。

新たに認定する路線は、139の田町裏2号線で、駅方面から旧消防署に至る路線で、道路用地や下水道の整備もされていることから、町道としての延長を延ばして認定するものです。

次に、313の福沢1号線は、日向町から黄金山工業団地内に隣接する路線で、道路計量に合わせた区間を認定するものです。

次に、574の八雲住宅線は、現在八雲住宅地内の通路として管理しておりますが、道路交通法の適用を受けるためには町道の認定が不可欠であることから、今回認定するものでございます。

起点、終点、延長幅員は議案書27ページのとおりでございます。ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 町道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 町道路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第53号 平成28年度浦谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,404万3,000円を増額し、総額を71億3,292万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、地方交付税において地域おこし協力隊事業分として

特別交付税の増額を見込み、国県支出金におきましては補助内示等により増減するものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正財源として財政調整基金繰入額を増額いたし、諸収入においては一般財団法人からの補助内示により増額するものでございます。

町債につきましては、起債事業項目の変更等により増額するものでございます。

次に歳出でございますが、一般会計の人件費におきましては4月の人事異動等に伴い、所要の措置を行うものでございます。

総務費におきましては、わくや万葉の里指定管理料、マイナンバー制度移行に伴うシステムの改修経費、地域おこし協力隊事業経費及び昨年度好評いただきました「はと麦茶」について今年度も製造することとし、所要の経費を増額するものでございます。

民生費及び衛生費につきましては、組織変更に伴う予算の組み替えを行い、農林水産業費につきましては県営圃場整備を推進するため、農業振興地域整備計画を見直す経費を増額するものでございます。

商工費につきましては、企業誘致活動に要します経費を増額いたし、土木費につきましては補助内示による減額でございます。

消防費につきましては、一般財団法人からの補助内示により、自主防災組織育成事業経費を増額するものでございます。

教育費につきましては、今年度秋から南幼稚園での預かり保育事業を開始するための所要の経費を増額し、天平ろまん館において企画展示を実施するための経費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第53号、一般会計補正予算書の52ページ、53ページをお開き願います。

それでは、人件費からご説明をいたします。

52ページ、給与明細書、1、特別職でございます。この表の下の方にあります比較のところを見ていただきたいと思えます。長等の欄の給料で164万8,000円の減、共済費で24万8,000円の減となっておりますが、このことにつきましては町長、副町長の給与の減額によるものでございます。

その1つ飛んで下にありますその他特別職の欄で、人数で1人減、報酬で49万4,000円の減となっておりますが、農業委員会委員1名の減によるものでございます。

続きまして、53ページ、一般職でございます。（1）総括の比較の欄を見ていただきたいと思えますが、給与費、共済費、それぞれ4月の人事異動による年間見込み額と当初予算との差額について増減をお願いするものでございます。

表の2段目、3段目につきましては、職員手当の内訳となっております。

5ページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 第2表債務負担行為補正、1債務負担行為の追加、涌谷町農業振興地域整備計画見直し業務。期間、平成29年度、限度額、390万円でございますが、後ほど歳出、農林水産業費に

出てまいりますが、町長の提案理由にございましたように、県営圃場整備を推進するために農業振興地域整備計画を見直すこととし、2カ年にわたる業務を行うために債務負担行為を設定するものでございます。

6ページにまいります。

第3表地方債補正でございますが、1地方債の追加と、3地方債の廃止につきましては、さくらんぼこども園の非常用電源整備事業の起債メニューを変更したことによる追加、廃止でございます。

2地方債の変更でございますが、地域活性化事業につきましては公用車の購入、災害公営住宅につきましては防風フェンス設置事業でございますが、それぞれ事業費等の変更に伴って増減を行うものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款1項1目1節②特別交付税につきましては、先ほど町長が申し上げましたが、歳出で出てまいりすけれども、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置分でございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 14款2項1目1節⑤情報セキュリティ強化対策補助金で607万4,000円の増額でございますが、住民情報システム強靱化改修業務に伴う国庫補助金でございますが、補助率につきましては2分の1となっております。

次の⑭社会保障・税番号制度システム整備費補助金395万6,000円の増額でございますが、住民情報システム番号制度対応改修に伴う国庫補助金でございますが、補助率につきましては住基、税、団体内の宛名統合システム改修に係る総務省分が10分の10、障害者福祉システムや国民健康保険システム、介護保険システムなどの改修に係る厚生労働省分が3分の2となっております。

終わります。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 2目6節児童福祉費補助金⑦子どものための教育・保育事業費補助金64万8,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたします住民情報システム改修業務委託料の補助金で、補助率は2分の1でございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、5目土木費国庫補助金1節道路改良費補助金5,186万4,000円と、6節住宅費補助金21万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金額の内示による減額でございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 15款3項1目3節⑳経済センサス活動調査交付金でございますが、交付金の決定による増額でございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続いて、4目土木費委託金2節道路橋りょう費委託金17万8,000円の増額は、県の河川維持業務委託金の増額によるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 12ページ、13ページにまいります。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源として繰り入れをするものでございます。本補正予算可決成立後の基金の残高は、7億2,980万9,000円となります。

21款町債につきましては、第3表でご説明したとおりでございます。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 6目農業振興奨励基金繰入金30万円でございますが、町長の行政報告にありましたが、1団体が安部卓爾記念奨励賞を受賞することとなりましたので、基金からの繰り入れを行うものです。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 20款5項5目雑入⑩はと麦茶頒布代でございます。27年度に製造いたしました700ケース、1万6,800本のうち、27年度分、3月31日分までの売り上げ分を引いた431ケース、1万344本分の103万4,000円を計上するものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ⑯自主防災組織育成助成金100万円の増額ですが、町長の提案理由にもございましたけれども、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業でして、今回上小塚自治会が内示を受けましたので、増額をお願いするものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） ⑳コミュニティ助成事業助成金でございます。250万円でございますが、かねて自治総合センターへ申請しておりました宝くじを原資とする助成金の決定がございましたので、計上いたすものでございます。内訳は、黄金自治会へ集会所の備品等へのコミュニティ活動費としての250万円で、歳出におきまして同額を補助交付金として計上しております。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 大変申しわけございませんでした。先ほどの21款町債につきましては、第3表でご説明したとおりでございます。

16ページ、17ページ、歳出にまいります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、歳出でございますが、18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項1目細目2一般管理経費で131万6,000円の増額をお願いするものでございます。

9節②普通旅費で74万4,000円の増でございますが、熊本地震の災害支援として2週間と1週間の2組にそれぞれ2名、計4名の職員を派遣いたしましたので、その旅費分をお願いするものでございます。

11節②消耗品費で21万円の増額でございますが、公用車の冬タイヤ購入費でございます。

12節①通信運搬費で6万4,000円の増額につきましては、支払いデータを伝送するための回線使用料の増額でございます。

14節①使用料及び賃借料のうち、公用車リース料17万4,000円の増額につきましては、公用車の一括管理を総務課で行うことに伴い、当初で農業委員会費に置いておりました予算の組み替えを行うものでございます。

次の自動車借り上げ料の12万4,000円につきましては、熊本に支援に行った際のレンタカー料でございます。終わります。

○会計管理者兼会計課長（佐々木健一君） 3目会計管理費18節備品購入費で20万円の増額ですが、税、保育料等の口座振替につきまして、支払い事務と同様に伝送化を図るため対応するパソコンを購入するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 4目1管財一般経費13節委託料1,000万円の増額でございますが、昨日行政報告を行っておりますが、地域振興公社に指定管理させております健康文化複合温泉施設及びわくや万葉の里の平成27年度決算による指定管理料の変更の協議を行い、増額するものでございます。

また、本年度から指定管理をさせている施設ごとに予算を振り分けたところでありまして、当初500万円を誤って振り分け計上しておりましたので、健康文化複合温泉施設を500万円減額し、わくや万葉の里については500万円増額補正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

本予算可決後の本年度の指定管理料は、健康文化複合温泉施設については2,000万円、わくや万葉の里につきましては2,500万円となるものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次に、細目2庁舎管理経費で11節②消耗品費につきましては、電話交換機のバッテリー購入費でございます。

13節①委託料につきましては、庁舎前の植栽害虫駆除委託料で2万7,000円の増、庁舎の夜間警備、清掃業務委託料につきましては、契約確定による減額でございます。

続きまして、細目4の情報化推進経費で1,733万3,000円の増額をお願いするものでございますが、歳入で説明いたしました住民情報システム番号制度対応改修業務委託料で518万4,000円の増、住民情報システム強化改修業務委託料で1,214万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 20ページ、21ページです。

9地域おこし協力隊事業費でございますが、現在進行しております地方創生交付金を活用した輝く総合まちづくり事業、いわゆる「涌谷まち・ひとデザインラボ」における商品開発、地域資源発掘、農業の3つの分野でそれぞれ1名ずつ、計3名の地域おこし協力隊員を嘱託職員として三大都市圏または政令指定都市から募集をし、各事業の推進を図ろうとするものでございます。それらに係る所要の額でございまして、備品購入費につきましてはパソコン等でございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 8目細目1交通安全対策経費で11節②消耗品費20万5,000円の増額でございますが、新しく入隊されました交通安全指導隊員と、それから既存隊員の制服等の購入費でございます。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 10目コミュニティ助成事業費739万7,000円でございますが、先ほど歳入でお話ししましたコミュニティ助成事業助成金に係る経費がコミュニティ事業経費に充当されております。

9節②旅費5万6,000円でございますが、28年度産はと麦茶製造に係る工場検査に要する旅費でございます。

11節需用費④印刷製本費2万円でございますが、はと麦茶販売促進用のポスター等に係る印刷代でございます。

12節役務費②手数料7万円でございますが、はと麦茶成分検査手数料4万円と、中地区コミュニティセンターのトイレ付近でシロアリが発生したことから、シロアリ駆除の薬剤注入のための手数料3万円でございます。

13節委託料428万2,000円でございますが、はと麦茶製造業務委託料といたしまして322万円、今年度は2,000ケース、4万8,000本を製造予定でございます。その製造の前にかかりますはと麦茶の焙煎業務委託料といたしまして26万2,000円でございます。

境界復元調査業務委託料80万円でございます。こちらにつきましては、会議資料の13ページ、最後のページをお開き願います。左側の図面に境界不明箇所を明示しております。役場本庁舎の南側に位置する箇所でございますが、9-1自治会で管理しておりますやすらぎ荘の北側の土地になります。詳細につきましては、右側の図面を見ていただきたいと思います。涌谷町字新町裏の132-2、132-6、132-7の3筆分の境界を復元し、確認を行おうとするものでございます。

なお、この場所、やすらぎ荘の進入路につきましては、平成26年6月12日付で9-1自治会から進入路確保に関する陳情書が提出されました。同年6月20日の6月会議で、総務産業建設常任委員会へ付託されておま

す。翌平成27年2月23日に総務産業建設常任委員会報告で「採択すべき」となった案件でございます。

やすらぎ荘進入路確保ということで、その北側の土地につきまして、まず土地を管理している方に相談をいたし、その次に土地所有者、東京都中央区に本社がございます片倉工業株式会社様に協議・交渉を進めてまいりました。このたび、土地所有者と土地の譲渡につきまして合意に達しましたので、今回土地の境界を復元、確認作業を行うものでございます。

やすらぎ荘につきましては、9-1自治会で主に使用されておりますが、さきの東日本大震災では1次避難所として、または役場の機能の一部を担いました。今後もその役割の一部を担うことが予想されますことから、今回土地の譲渡を受けることにしたものでございます。

土地の譲渡を受ける部分につきましては、右側の図面で塗色しております132-6、132-7の2筆で、面積は870.9平米でございます。こちらの土地を970万円で購入する予定でございます。購入につきましては、土地開発基金を充てる予定でございます。

購入後につきましては、土地を管理していた方と協議をいたしているところでございますが、132-7と132-2を交換し、合わせまして132-2と132-6を涌谷町の土地といたしまして、その有効利用を図ろうとするものでございます。

続きまして、予算書21ページにお戻り願います。

14節使用料及び賃借料1万7,000円でございますが、製造いたしましたはと麦茶を保管するための倉庫の借り上げ料でございます。

16節①原材料41万5,000円でございますが、はと麦茶購入代でございます。今年度は960キログラムを見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金253万7,000円のうち、③その他負担金3万7,000円でございますが、先ほど境界復元調査業務の中でご説明しました土地の購入に当たり、既に28年度分の固定資産税を納付されておりますことから、残りの3期、4期相当分を負担金として計上するものでございます。

④補助交付金250万円でございますが、先ほど歳入でご説明したとおり、黄金自治会に対しまして集会所で使用予定の備品の購入に充てるため、自治総合センターから受けました助成金をそのまま支出するものでございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

○**税務課長（泉沢幸吉君）** 2項2目賦課事務経費の13節委託料97万2,000円でございますが、住民情報システムの改修業務でデータの伝送化を図るためのシステム改修でございます。終わります。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** 次の24ページ、25ページをお開き願います。

4項4目細目1参議院議員選挙費でございますが、予算の組み替えでございまして、3節⑥時間外手当で従事職員の平均単価が下がりましたことにより70万5,000円を減額いたしまして、受け付け事務の効率化を図るため、これまで4カ所の投票所で行ってございましたバーコードでの読み取りシステムを他の6カ所の投票所においても導入いたしたく、11節消耗品費でバーコード読み取り機の購入費で14万3,000円、12節②の手数料で投票システム設定手数料40万円、18節①備品購入費で投票システム用のパソコン購入費といたしまして16万2,000円の増額をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5項2目27経済センサス活動調査につきましては、交付金の決定に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

3款民生費です。2社会福祉事務経費と3国民健康保険対策経費でございますが、全て国保会計への繰出金です。2社会福祉事務経費からの組み替えで、細目の新設でございます。差額の101万7,000円の減は、人事異動等に伴う人件費分の減額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 3目老人福祉費細目1在宅老人福祉経費702万1,000円の減でございますが、これらについても予算の組み替え、次の細目6介護サービス事業費への新たな新設をしたことによる予算の組み替えでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5介護保険対策経費618万8,000円の増額ですが、介護保険会計への繰出金で、人事異動等に伴う人件費分でございます。終わります。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 28ページ、29ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費のうち、細目4保育委託経費1,044万9,000円の減額でございますが、福祉課への所管がえによる組み替えでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 7節子育て支援経費、報償費、旅費につきましては、子ども・子育て支援会議の委員報酬、あと普通旅費でございます。

それから、今説明がございました19節負担金につきましては、4節からの組み替えでございます。

一番下の紙おむつ等購入助成金240万円につきましては、4款衛生費からの科目の組み替えでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

4款衛生費3母子保健事業費240万円の減額でございますが、紙おむつ等購入助成金を3款の民生費へ組み替えするものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 6款農林水産業費1項1目農業委員会費でございますが、1委員会運営経費、委員報酬でございますが、辞任委員1名分の報酬を減額するものでございます。大変申しわけございませんでした。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

2事務局経費でございますが、中間管理事業等の事務補助で、週3日でございますが臨時職員1名分の賃金69万7,000円をお願いするものでございます。

次の使用料及び賃借料ですが、公用車1台のリース料でございますが、総務課一括管理に伴い、減額するものです。

終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 3目農業振興費8節報償費①報償金につきましては、歳入で説明いたしました1団体への報償金30万円をお願いするものでございます。

19節④補助交付金につきましては、6次産業化推進事業補助金でございますが、当初予算要求時、他事業での6次産業化への取り組みを考えたところでありますが、事業内容及び事業期間の問題があり、既存事業での取り組みと考えると、要望と見込みにより50万円の増額をお願いするものです。結果的に既存事業とな

ることから、当初予算でお願いしながら検討すべきであったと考えているところであり、おわび申し上げるものでございます。大変申しわけございませんでした。

5目農地費19節④補助交付金につきましては、上郡沢用水組合管理の上郡沢用水機場用水機更新工事の補助申請があったことから、涌谷町土地改良事業助成規則により、総事業費200万円のうち改良区から100万円、それから地元負担金が100万円となることから、補助金45%を適用し、限度額であります40万円を補助するものでございます。

6目農業振興地域整備費13節委託料でございますが、涌谷町農業振興地域整備計画の見直し時期が参ってございましたが、一部見直しで対応してきてございましたが、今回出来川左岸上流地区圃場整備事業計画区域に農振の用地に含まれていない農地が存在してきたため、見直しにより計画区域にいたそうとするものです。

また、今回全面見直しをお願いするもので、事業につきましては2カ年の継続で実施予定とし、債務負担契約と考えており、本年度分400万円をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 34ページ、35ページをお開きください。

8目農村環境改善センター運営経費7節賃金④嘱託賃金7万4,000円の増額でございますが、施設の管理嘱託職員3名の通勤手当に要する所要額をお願いするものでございます。

11節需用費⑥修繕料74万8,000円の増額でございますが、改善センターの給水ポンプを修繕するものでございます。2台あるポンプの1台が故障しているため、現在片方のポンプだけで運転している状況でございます。運転しているポンプもいつ壊れる状況かわかりませんので、今回補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費169万9,000円の増額でございますが、当初予定しておりました水道切りかえ工事により、水道管へ直結して、接続すれば、給水ポンプの修繕がなくなると考えたところでございますが、上下水道課のほうと細部を協議した結果、改善センターに布設されました水道管へ接続するためには、相当の経費、約300万円程度かかるということがわかりました。そのために、水道切りかえ工事23万5,000円を減額し、給水ポンプ2台を修繕するほうが経費がかからないと判断しまして、今回補正をお願いするものでございます。

トイレ改修工事193万4,000円の増額でございますが、3月議会でも質問のありました1階にある男女トイレを1基ずつ洋式化する経費でございます。

以上です。

○企業立地推進室長（大崎俊一君） 続きまして、7款商工費1項商工費2目商工業振興費2企業誘致対策経費につきましては、黄金山工業団地をPRするため、宮城県が主催します8月に東京、11月に名古屋で開催する企業立地セミナーに参加する経費としまして、11節需用費①食料費2万円、④印刷製本費13万5,000円、12節①通信運搬費2万円、19節③その他負担金10万円の増をお願いするものです。

19節④補助金につきましては、企業立地促進条例に基づく奨励金の交付で、昨年11月バイパスにオープンいたしましたホンダカーズ石巻北涌谷バイパス店に新たに交付するとともに、当初でお認めいただきました桜祭壇の固定資産税が確定しましたことにより減額となることから、これを相殺しまして、66万1,000円の増額をお願いするものです。

終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 続きまして、36ページ、37ページをお開き願います。



3目観光費1観光振興対策経費で26万4,000円でございますが、8月21日に千葉県千葉市で開催されます千葉氏サミットへの物販の出展に係る経費と、10月22日、23日に埼玉県新座市で行われます十文字学園女子大学学園祭での出展に係る経費を計上するものでございます。

9節②旅費15万円、11節需用費③燃料費2万4,000円、14節①使用料及び賃借料9万円につきましては、出展のための現地までの旅費及び高速代及び運搬車両の借り上げ代、油代でございます。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、8款土木費、補正総額は638万円の減額をお願いするものでございます。

1目道路橋りょう総務費19節負担金補助及び交付金は、歳入でご説明しました河川愛護会補助金に増額するものです。

13節委託料と15節工事請負費の1,264万円は、交付金の内示による減となるものです。

○上下水道課長（平 茂和君） 38ページ、39ページをお開き願います。

3項都市計画費4目下水道建設費ですが、下水道建設事業費への繰出金の減額でございます。減額分は、職員の異動に伴う人件費でございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、4項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金は、八雲住宅の防火管理者講習の負担金7,000円の増額でございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、9款1項5目細目2災害対策経費19節④で自主防災組織育成事業補助金100万円の増額でございますが、歳入でもご説明いたしました上小塚自治会への自主防災組織育成助成金でございます。終わります。

○教育総務課副参事（木村 敬君） 10款1項2目事務局費でございます。

40ページ、41ページをお開きください。

2事務局経費7節賃金②臨時事務職員賃金21万3,000円の増額につきましては、8月までの臨時事務職員賃金でございます。学校適正規模・適正配置に係る業務をお願いするものでございます。

11節需用費⑤光熱水費36万円の増額につきましては、旧小里小学校の水道料でございます。閉栓までの見込みでお願いするものでございます。

13節①委託料、住民情報システム改修業務委託料129万6,000円の増額につきましては、保育所等の利用者負担軽減のためのシステム改修の経費でございます。平成28年3月末の国による通知による改修でございまして、歳入でご説明いたしました子どものための教育・保育事業補助金64万8,000円を充当いたすものでございます。

15節工事請負費43万8,000円の増額でございますが、これにつきましては、これまで旧小里小学校の水道から給水されている民家への水道管の布設工事でございます。この民家は、公道に面していないところに位置しておりまして、旧小里小学校の校舎建設当初から給水されていたものと思われまして、今回旧小里小の停水ということになるわけですが、そこの奥に居住している民家と協議した結果、旧小里小学校の校庭を通して布設がえをするという工事になります。管の口径が13ミリで、84メートルほど布設するという内容でございます。

次に、4子育て支援経費8節報償金4万5,000円の減額でございますが、子ども・子育て会議の福祉課への

所管がえによる減額でございます。

次に、2項小学校費でございます。

42ページ、43ページをお開きください。

細目2の学校管理経費4節共済費から7節賃金の減額につきましては、4月1日付の人事異動で町の事務職員が中学校から小学校へ配置がえがございました。この関係で、臨時事務職員の雇用経費を中学校費に組み替えるものでございます。

次、15節工事請負費124万2,000円の増額でございますが、涌谷第一小学校のプールのネットフェンス張りかえ工事でございます。これまで補修箇所が非常に多く、老朽化が目立っておりましたことから、今回6月補正でお願いし、工事を行うものでございます。高さ180センチメートルで、延長が102メートル、防風防砂ネットの設置もあわせて行うものでございます。

3項中学校費1目2細目学校管理経費139万5,000円の増額につきましては、小学校費からの組み替えによるもので、額の変動については臨時職員の確定によるものでございます。

4項1目幼稚園管理費でございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

2幼稚園管理経費18節①備品購入費2万2,000円の増額につきましては、南幼稚園で携帯用の拡声器を購入する内容でございます。

4預かり保育事業経費267万2,000円の増額でございますが、南幼稚園において預かり保育Bを開始するための経費をお願いするものでございます。開始につきましては、10月を想定しております。

次に、7節③社会保険料51万3,000円の増額、②臨時事務職員賃金102万4,000円の増額につきましては、臨時教諭賃金等で3人分を見込んでおります。

11節②消耗品13万5,000円の増額につきましては、遊具、食器等の購入をお願いするものでございます。

18節①備品購入費100万円の増額につきましては、靴箱、ロッカー、冷蔵庫等の購入を考えております。

終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 5項1目社会教育事務経費でございます。報償費の7万円の増額でございますが、青少年健全育成事業謝礼ということで、公民館運営経費に計上しております家庭教育学級の講師謝礼7万円を減額いたしまして、科目更正を行って、青少年健全育成事業に一本化するものでございます。従来、青少年健全育成事業、家庭教育学級事業につきましては、国県補助制度が廃止後も継続して社会教育総務費、公民館運営経費で予算計上して事業を実施してきましたが、両事業とも園児、児童生徒及びその父兄の育成、指導、助言等を目的とした事業であり、今後は社会教育総務費へ一本化し、事業を展開することが望ましいと判断いたしまして、今回科目更正を行うものでございます。

次の46ページ、47ページをお開きください。

2目2公民館運営経費7節賃金④嘱託賃金4万7,000円の増額でございますが、涌谷公民館の嘱託職員2名の通勤手当に要します所要額をお願いするものでございます。

8節報償費7万円の減額につきましては、先ほど社会教育事務経費で説明いたしました科目更正によるものでございます。

12節役務費②手数料の防火対象物点検手数料3万3,000円の増額でございますが、本来当初予算で計上すべきところでしたが、大変申しわけございません、計上漏れでございました。こちらの経費を計上させていただくものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金③その他負担金、防火管理者講習受講負担金6,000円の増額でございますが、涌谷公民館の防火管理者が5年を経過しておりまして、更新が必要になってまいりました。再講習を受けなければならないため、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目文化財保護費1文化財保護経費でございますが、文化財保護班が天平ろまん館に移転したことによりまして、11節需用費、それから12節役務費の通信運搬費手数料の増額をお願いするものでございます。こちらは電話回線工事、それから電話料等の必要経費を補正するものでございます。

13節委託料①天平ろまん館特別展示業務委託料150万円の増額につきましては、本来当初で計上すべきものでしたが、展示計画がはっきりした時点で今回補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金④文化財保護補助金81万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは黄金山神社より本年2月に相談を受けまして、黄金山神社拝殿の周辺のモミの木が立ち枯れており、倒木のおそれがあるということでございまして、拝殿保護のためにモミの木を伐採して、そのままにしておくわけにはいきません。搬出するための経費の2分の1を補助するものでございます。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。

6項1目2保健体育事務経費11需用費②消耗品費8万円の増額でございます。こちらは、スポーツ推進員2名が3月末で退任されております。そのことによりまして、新たなスポーツ推進員2名に就任していただきました。その2人分のユニフォーム、ジャージ、ポロシャツ、帽子等の一式について経費をお願いするものでございます。

それから、3目体育施設費1体育施設管理経費7節賃金④嘱託賃金10万7,000円につきましては、体育施設管理嘱託職員3名の通勤手当に要する経費をお願いするものでございます。

12節役務費②電気保安設備点検手数料13万8,000円の増額につきましては、こちらも当初予算を計上しておりましたスタジアムの点検手数料の入力ミスによるものでございます。差額分を補正するものでございます。大変申しわけありませんでした。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 50ページ、51ページにまいります。

14款予備費につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

説明は終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

次に、5ページの債務負担行為補正と、6ページ第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳入でございますが、歳入は一括質疑となります。10ページ、13款地方交付税から、15ページ21款町債までについてご質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 土木費国庫補助金5,207万9,000円の減額ですけれども、説明では内示によるものということで片づけられてしまったんですけれども、30%も当初から減額しなければならないというのは、内示とはいえ見積もりが最初から甘かったのではないのかなど。歳出のほうでも結局その分工事費が減額になるわけですから、今年度予定していたところで減らさざるを得ないということになるかと思うんですけれども、何でそういうことになったのかというのはいかがなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 当初予算で国のほうに要望しております金額が、委託料で1,716万円、それから工事費のほうで2億6,700万円の要望をしております。最終的に国のほうから、去年もなんですけれども、国の裁量のみで金額が確定しております、こちらの工事費の積算等にかかわらず一律カットされるような状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳出に入ります。

歳出は項ごとになりますが、人件費のみの項は省略いたしますので、項のずれにご注意いただきながら質疑をいただきたいと思います。

初めに、18ページから21ページまでの2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 19ページの管財一般経費の委託料についてお伺いしますけれども、説明では項目ごとに見直しをかけたということですが、その見直しをかけた内容というのは我々に渡っているものなんでしょうか。どういう見直しを。委託料でしょう。管財一般経費の温泉施設と万葉の里の指定管理料の内訳ですけれども、項目ごとに見直しをかけたというような説明があったと思うんですけれども、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

私の説明が悪かったかと思っておりますけれども、増額される1,000万円につきましては、昨日皆様のお手元に行政報告が行っていると思っておりますけれども、そちらのほうでの部分から指定管理料の項目がございますが、そちらのほうには平成27年度の当初予算、それから補正予算が一緒になったもので記載してございます。収支で言

えばプラスにはなっているんですけども、その収支の部分から昨年の12月の補正予算で1,500万円を補正させていただいておりますが、その分は平成26年度の補正ということでございまして、その分を収支から控除して、そうしますと実質的な赤字といいますか、三角が出てまいります。その部分が1,000万円をちょっと超えますけれども、地域振興公社のほうから協議があり、私どもと協議をいたしまして、その1,000万円については補填をしましょうということでの1,000万円の増額。

それから、500万円につきましては、事務的なミスでございまして、健康文化複合温泉施設のほうに500万円を多く計上してしまいましたので、500万円を温泉施設から落として、万葉の里のほうには逆に500万円をふやしたということで、トータルで今回の補正につきましては昨年の決算から導き出しました1,000万円を計上ということになります。よろしいでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 要するに赤字を補填するということではないんですか。26年度の1,000万円の赤字を補填するという意味合いでの捉え方でいいのか。そうであれば、先ほど一般質問にもありましたけれども、町長からは精算をするというような文言が出ましたけれども、そういうことを事前にするというようなことなのか、何かそのようにも受けとめられますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 事前にというお話ではなくて、27年度の精算ということになります。本来でしたら27年度の予算中、例えば3月の補正予算とかでその年度の部分の当然見込みとかを立てられますので、そこの部分で指定管理料なり協議をして支出するべきでございますけれども、昨年その前も次の年度に精算をしていたというような形がございまして、今回もそのような形になってしまいました。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 会計上そういうことでもいいのかどうかですけれども、ただ資料上見た場合、27年度だからちょっとその辺は見えないところでありますけれども、指定管理料がろまん館で1,650万円ぐらいですよ。天平の湯では1,400万円の額が27年度の決算では計上されていますけれども、どちらにしても天平の湯もろまん館も指定管理料がかなり上がってはいるといこともあります。当然1,000万円も加わってのことでしょけれども、果たしてその辺は26年度分をここで出すということはいかななものかなとちょっと疑問には思うんですけども、会計上何も問題はないんでしょうかね。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 今回の1,000万円につきましては、27年度の部分でございます。

（「26年度の精算では」の声あり）いえ、27年度でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 26年度という言葉がございました。

休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 27年度の決算書については、言ってみれば現金としては26年度の分が入っている話なんです。ですので、今のような形の決算書になりました。ただし、そこから12月補正予算の1,500万円というのは26年度の分がそのときに入っているんです。ということで、本来はそれは26年度分のもので、それは言ってみれば控除すべきものなんですね。ですので、27年度の、純粹に言ってしまうと1,000万円の赤字ということになります。それを今回精算をしているということです。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。5番。

○5番（大友啓一君） 温泉施設の指定管理料の中で、きのうその他みたいな感じで監査委員さんが天平の湯で入館料は取るべきでないと、はっきり聞いた覚えがありますけれども、なぜ調査した結果報告に書かれていないその他で入館料に触れたそのものと、監査委員さんは取るべきでないと、そうすると町長はいろんな意味で、私は取ったほうがいいと思うんですよ、入館料は。いただいたほうがいいと思うんです。というのは、やはりこういう指定管理料というのは、税金も入っているわけですよ。そうすると、行っている人と行かない人の税金の考え方なんですけれども、何か不公平感があるのではないかと、そういうものもあります。あと、きのう無料券で経営が圧迫されていると。だったら、こういう入館料などを納めてもらって、幾らかでも指定管理料を安くしたらよろしいのかなと私は思っていますけれども、そこで町長の意見もちょっとお聞きしたいんですけれども、どういう考えなのかお尋ねします。

それから、監査委員さんに聞いてもいいんですよ。

○議長（遠藤稔雄君） どうぞ。

○5番（大友啓一君） 2人にどういう考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 初めに、代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 5番大友議員の質問にお答えいたします。

まず、入館料につきまして、正式な報告書に記載されていないにもかかわらず、その他で話したのはどうかというお話でございますけれども、あの際にも申し上げたつもりでおりますけれども、監査の着眼点というものがございましたけれども、それに掲げていなかった、いわば正式なテーマでなかったということでありました。でも、調査の途中でそのことが何回も話題になりましたので、それについては私の考えを述べておりますので、さらにまたこの入館料につきましては、当議会においてもさまざま議論があったことも、会議録を見させていただきまして確認をいたしております。それで、大友議員おっしゃられるように、利用者の負担公平という立場からの議論が多く見られたと感じておりました。ただし、私の考えはその以前に、あの施設をつくるときに、きのう町長も話していましたように、補助金を申請する理由、それから起債を申請する理由に、町民の福祉の向上、健康の維持、そういったようなことを理由にして申請をしたわけですね。その結果、思うとおりに来たかどうかわかりませんが、私は当時議員でありましたけれども、望んだ以上のものが来たのではないかと考えています。国、県から来た補助、助成、あるいは起債の許可をするに当たっての負担金

がありますね、それがもし地方交付税でなされていたとしたならば、ご案内のとおり地方交付税というのは日本全国の国民が国に納めた税金から出されていますね。そうすると、それは日本の国民全員から負担金、補助金をもらったというふうに言えます。そういったことから考えたり、あるいはきのうのお話の中に町民の利用率が大変低いと、町民のため町民のためというのではないというようなお話もありましたけれども、そういった根拠から、私はあの施設の設立趣旨は、町民のという言葉を使いましたけれども、いわゆる国民、県民の健康増進、福祉の向上というような根拠からすれば、入館料は取るべきではないというような趣旨の説明をきのうはいたしました。

それでは、負担公平という立場から言いますと、やはり監査の途中でわかったことでございますけれども、お風呂にも入らない、レストランも利用しない、売店も使わない、そういう人が一体1日どれぐらい来るのであろうということを正確にはかった記録はありませんけれども、おおよそ日に10人前後だろうということでした。よって、しからば入館料を取るとしたらどれぐらいかということですが、近傍類似の施設の例を見ますと大体200円ぐらいです。最大15人と見ても1日3,000円、月にすると9万円。年間、休館日もありますから100万円前後です。それぐらいの負担にもし涌谷町の財政が耐えられないのであれば、ああいう施設を持つべきでないと、かように思います。しかも、もし本当に日に10人で、それが100円だとしますね。1日1,000円。年にしますと50万円前後ですね。その程度の入館料を取るために、新しい設備にしたり、そのことを処理するために人員をふやしたり、そういったようなことをすべき収入でしょうか。そういった2つの観点から、私はこの際であれば、財政が許す限りそれは取るべきでないというような趣旨でお話し申し上げました。

それから、2点目の無料券ですけれども、経営を圧迫しているという表現もしました、間違いなく。そして、例として無料入浴者の数が、その年によりますけれども1万人ないし1万5,000人、その間を行ったり来たりしています。仮に1万人としますと、それが600円だとすれば600万円の収入が公社にとってはあるわけですね。もし無料入浴券を町のほうで負担してくれるとすれば、ですから、町のほうの負担は変わらないんです。指定管理料でそれを負担するもよし、無料入浴券発行手数料として負担金を出す、それは金額は変わりません。名目が変わるだけで。町にとっての負担は変わらないんですけれども、公社のいわゆる欠損金が700万円ぐらいから一千数百万円ぐらいを年度によって行ったり来たりしていますね。そこで、仮に600万円の営業外収入としてあったとするならば、経営の内容の改善には当然つながりますね。

しかも、今企画財政課長が答弁しているように、指定管理料の出し方についても必ずしも適正な処置の仕方とは言いがたいという、もっと明確にすべきだということも報告書の中に報告しているつもりでございます。ですから、町が負担しなければならぬさまざまな費目を、きちんとそういった計算根拠のもとに、先ほどの負担、指定管理料なりさまざまな修繕、あるいは備品購入等の負担金についても、一つ一つ積み重ねて金額を決定して、その経過をきちんと記録をしておかなければならぬだろうというような報告書にしてあるはずでございます。ご理解いただけましたでしょうか。

以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 入館料の件につきましては、代表監査委員さんのおっしゃるとおりでございまして、なぜそのようなシステムになったかということ、監査委員さんも今お答えになりましたけれども、健康文化複合施

設を建てる際に、国の地域総合整備事業債という起債をいたしました。これは過疎債の後釜ですけれども、今はもうその起債はありませんよ。この起債が一番有利なのは、後年度、借入金の70%が交付税で返ってくる、そういう非常に有利な起債なんです。有利な起債というのは、そこまで持っていくことができたというのは、あくまでこの施設が町民の方々に福祉あるいは健康をサービスするんだよという設置目的の中での有利性がそこにあった。もしこれが、きのう申し上げましたとおりあの当代表監査委員は温泉施設の特別委員会もやられましたけれども、これを宿泊施設にしろと、あるいは全館有料にしろとなりますと、それだけ後年度返ってこないか、あるいは別な起債を使いなさいと。いわゆる後年度の交付税の算入率が低くなる。非常に有利な条件の中で、このような形であの施設ができたという経緯がございます。なおかつあそこのお湯が訪問介護の中での入浴サービスに使われていると。入館者のみならず、あの施設の産物が地域において介護サービスのほうに使われている、そういった意味から申しますと、入館料だけの問題でなしにいろんな形で町民の方々に福祉サービスを提供しているということになりますので、今後ともそのような形で町民の方々の健康と福祉を増進していければ幸いかなとは思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、無料入浴券に関しての答弁。

○町長（大橋信夫君） 無料入浴券を仮に100枚発行したとして、それを町が買い取った形で支弁すれば、確かに天平の湯の収入にはなります。そういう考えもありますが、そのことにつきましても、監査委員さんからご指摘いただいたことにつきましてはいろんな形で考慮する必要があるだろうと感じます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 大変詳しく代表監査委員さんから、そう言われればなるほどそうなのかなと思いますけれども、やはり実際毎日、暑いときは冷房、寒いときは暖房、電気料、そういうものが毎日かかるわけです。私は涌谷町民のことだけを言っているわけではなくて、よそから3分の2ぐらい入っていると思うんですけれども、その金額はやっぱり使用している人にそういう応分の負担をしてもらって、一つの経営ですから、これは29年4月1日からどういう形になるかわかりませんが、もしその道のプロ、専門家が入ってきたら、これはいや応なしに経営ですから、入館料、そういうものはみんな任せるんだろうと思いますけれども、やはりこれはこれでちゃんとけじめをつけて、毎日かかる経費は経費で。福利厚生というのはわかりますよ、私も。福利厚生ってもっと別な観点からもいろいろ考えられると思うんですけれども、国の交付金まで説明されると、どうもこれ以上話になりませんが、他の市町村のこういう施設だと、入館料を取らないところはないんですよね。それで経営が成り立っているか成り立っていないかは別にして、やはりこれはフロントに毎日顔を出して、行ってもフロントにいないような今までのあそこの受付ですから、そういうことのないように、防犯上もあそこにはいなければならないんですよ。そういうところをやっぱり今後考えていかなければならないのかなと、このように思います。もし何かあれば。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 入館料を取るべきでないという基本的な姿勢はご理解いただきたいと思えます。ただし、負担公平という観点から、基本的なものを乗り越えて措置すべきでないかというお考え、一理あると思えます。それを議論すべきでないなどとは言いません。大いに議員さん方に議論していただきたいと思えます。ただし、私は先ほどから申し上げておりますように、近傍類似の施設で取っているところ、取らない



ところ、取っているところが多いです。さっき町長からお話ありましたように、当時あの施設をつくる時私はまだ議員でありまして、その調査特別委員でもありました。日本全国と言ったらちょっと語弊がありますがけれども、東北にある類似施設はほとんどと言っていいくらい視察させていただきました。当然特別委員会だけでなく常任委員会でも行きましたので。その中で、おっしゃられるように遊興性と言ったらいいんですか、保養性と言ったらいいんですか、そういったようないわゆる遊びの要素の強い施設ほど取っています。そして、健康増進、福祉の向上を主たる目的にした施設は取らないか、取ってもほんの少額ということです。しからば、取っているところが多いというふうにお話いただきましたけれども、取っているから経営が安定しているかといったらノーです。入館料は多分ほとんど取っていると思います。あるいは料金の中に含まれていると思えますけれども、それで経営が安定しているかという、必ずしもそうではありません。そういったようなさまざまな事例から見ても、相当これは議論を要するし、いろんな観点から議員さん方にその議論をしていただかなければならないと思います。ただ、基本的なことだけは踏まえてご議論いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） ここで監査委員さんと議論するつもりはないんです。それは見解の相違で、私はやはり取るべきだと。これは監査委員さんに尋ねるんじゃないですが、執行部のほうになんですけれども、やはり設立当時の考え方は確かに健康文化施設ということで町民の健康に寄与する福祉増進ということが目的で、起債も借り、そしてつくった施設なんですけれども、それは国から金を取るための手段であって、できてしまえば結局もう10何年もたっているんですから、路線変更しても何ら支障はないと思います。ですから、やはり取るべき。さっき大友議員おっしゃったように、暖房、冷房とか金はかかるわけですから。

それから、これは公社のほうへなんですけれども、結局調査やってないんですよ。何年か前に聞いたときも、1年間で3日か4日、金を払って入った人と無料で入った人の調査を。だから、これは結局春夏秋冬に1週間とかぶっ続けで調査しないと、議論もなかなか。ただ単に10人ぐらいなんて、どこまで正確な数字かわかりませんよ、そんなのも。だから、そういうきちんとしたバックデータをもってしてやっぱり議論すべきことだと思いますので、それは公社のほうできちんとやってください。

それから、これは私の持論で、前にも何度もおっしゃっているから多分頭には残っていると思いますけれども、無料券なんですけれども、法人所得税を納めている会社、大体年間4,000万円ぐらい入っているわけですから、そうやって頑張っている企業に対して温泉の無料券を役場が金を出して配ってもいいと思うんです。従業員の数に応じて。1人5枚とか。よその町から来ている従業員の人も、涌谷に勤めているとこんないいことあるのかなど。会社にとっても、そうやって町が企業を応援してくれているんだというのを肌で感じるような施策をぜひ、きのうはお願いしますお願いしますって言いましたけれども、私はお願いじゃなくて「すべきである」と。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 8番議員さんご指摘のことは、よく理解いたしております。それと、やっぱりサービスというものを考えますと、当初の設立の方針で行ったほうが経営姿勢としては外から見ると正しいのかなど思っております。

後段、涌谷町に立地する、涌谷町で従来から経営を営んでいる会社に対しましての温泉無料券というのは、

今8番議員さんおっしゃったような形もあろうかと思しますので、ぜひ検討いたしますので、ご理解いただきます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 引き続き天平の湯のことについて質問いたします。

本日提案された補正なんですけれども、27年度の指定管理料ということなので、何で27年度を今補正出すのかなど。指定管理料ですから年度内に払って、赤字補填であれば赤字補填という項目で出すべきじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 昨年その前も、3月に閉めてからそちらのほうの理事会あるいは総会を経てからこちらの精算ということで、指定管理料としてお支払いをしておりました。今後は、やはり年度内に指定管理料の協議をして、支払おうということで私のほうでは考えております。

それから、赤字補填というような項目は通常は項目としては出さないと認識しております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） ぜひ補正でしないで、年度内に指定管理料を支払っていただいて、28年度も本来ならばこの時期に28年度の指定管理料をお支払いして、それで資金繰りをしていただいて、3,000万円の貸付金があるはずなんですけれども、早目に1,000万円払えば1,000万円返していただけると。そうすると、公社の立場でいけば借入金3,000万円が2,000万円に減額するはずだし、その辺の資金回転とかやりくりがちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課上席副参事。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） 今指定管理料、公社のほうの関係でございますが、まずこれまで、今課長が申し上げたように決算後に追加指定管理料をいただいたりしておりますが、ただ今年度から上期、下期と分けまして、上期におきましては9月に再度下期の予想を立てまして、そちらの決算状況を見まして、損失額がもし出るようであれば協議してまいりたいと考えておりますが、ただ、今言ったように指定管理料というのは公社のほうに年間幾らですよというものを当初で予定しておりますので、そちらのほうをもって公社では年間の予算を組んで、あと収益のほうもこのくらい上げればいいのかなど。営業努力によって決算で黒字になったりいろいろなるわけですが、赤字になったりということもあったんですが、その辺もことしから今までのように損失額が年度を越してこのようなことにならないように公社としても気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 大体内容はわかったんですけれども、赤字補填という項目はないと、そうかなとそれは思いますけれども、早目に決算の概要をつかんで、赤字補填という名前が使えないのであれば別のタイトルを考えて出していけばいいだけの話なので、ぜひそのようにしていただかないと、前々年度分のことを審議したりするようなことになってしまうので、ぜひ新しいことでやっていただきたいと思います。大変わかりづらいと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変お騒がせいたしております。このことにつきましては、監査委員さんの監査報告並びにきのうからの一般質問でいろいろご指摘いただいてまいりました。指定管理をお願いしながら、決まり切った数字を出してこなかったと、その反省に基づきまして、28年度はろまん館、それから天平の湯、それから研修館世代館という部門別に分けて指定管理料を当初から入れております。しかもそれを前期と後期と分けて、今年度から運営いたしているところでございます。

何で26年度、前々年度の分まで数字が出てくるのやということですがけれども、きのうからお話ししております、きょうもお話し申し上げました、健全な経営体制で新しい体制に臨みたい、私は。今回、この1,000万円を上程するのも非常に心苦しいです。しかしながら、精算をしないと新しい体制を組めない。体制を継ぐ人がいない。1,000万円あれば、いろんな箇所も修理できます。子供たちのためにも予算づけをすることができます。しかしながら、これがないと、先延ばしにするわけにはいかない事態がここにあるということをご理解いただきたい。私も1,000万円でも500万円でも痛ましいです。こういう数字は見たくありませんけれども、どうかその辺のことをご理解いただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。3番。

○3番（佐々木みさ子君） 今町長からのお言葉を聞いて、これで健全経営を目指して29年度4月から新しい体制でやっていくということですがけれども、私が心配するのはかなり老朽化していますよね、温泉施設が。その辺で、今回リニューアルするときに幾らか修繕とかをやりましたけれども、前に屋根が落ちたときとか、あといろんな部分でかなり老朽化が進んできて、また温泉という特別な施設なものですから、その辺でこのように指定管理料をつぎ込んだり、累積赤字がこのように出の中で、健全経営をするといっても本当に物すごい厳しいものがあるんじゃないかなということを危惧しております。果たしてこの金額をつぎ込みながらやっていって、この温泉施設が当初の目的だったことにどこまで耐えられるのかなというのをちょっと危惧しております。かなりの金額を投入するというのが、こうやって見るとなされているものですから、その辺で健全経営を目指していくといっても老朽化というのは年々、やはり特殊な建物なものですから、かなり傷みがひどくなっていくと思います。その辺で、これからまたさらに指定管理料を、この金額を投入しつつ、この施設でやっていくというのは何となくちょっと危惧するものです。

あと、先ほど来入館料のお話がありました。これは当初の目的、監査委員さんのほうからも前にお話いただいて、入館料というのはいただくものでないというふうにあるんですけども、げた箱がありますよね、100円を入れて、帰るときに靴を出すと戻ってくるというのがあるんですけども、あそこで、皆様方ご存じだとは思いますが、お客様が100円を持っていかないときがあるんですね。それを回収しているお客様がいるわけです。ですので、入館料の100円を取れとかというのではないんですけども、やはり先ほど議員さんがどなたかおっしゃったんですけども、やはり防犯上でもフロントにどなたかいるというのは私もすごく大事なことじゃないかなと思います。その辺も、今後29年度から新しくなるときにはやはりフロントに常にどなたかいるような感じの体制といいますか、お客様にサービス、町民にサービスという点を考えれば、やはりフロントに1人いるというのはああいう施設では当たり前のことじゃないかなと思います。

その危惧する点と、その辺というのを町長はどうお考えか答弁いただければ助かります。

○議長（遠藤稔雄君） 初めに、総務課上席副参事。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） それでは、まず1点目、施設の修繕の関係でございますが、今年度3月から4月3日までのリニューアルオープンの際に点検いたしまして、ボイラー関係が温泉の中では一番大事な部門でございますので、そちらのほうを町からお金を出していただきまして、専門家に見ていただきまして悪い部分を修理いたしております。

あと、2つ目に大事なのは浴槽でございます。浴槽の部分で特にひどかったのがヒノキ風呂でございます。ヒノキ関係も、ここ10年来で大分傷んだところも点検いたしまして、そちらのほうの修理もいたしております。

さらに、3つ目に大事なのは、お客様の脱衣場でございますが、そちらのトイレのドアだったり、小さいものでございますがサウナ室の材料関係も全て直しておりますので、突発的な、例えば災害関係は除きますと、当分の間はそれで運営ができるものと。

あと、レストランのほうも、今回改めて悪いところを全部直しまして、新しい展望レストランをオープンいたしましたので、そちらのほうも当分の間このままで大丈夫かなと思っております。

さらには、大広間、ご存じのとおり全て畳の交換、さらには塗装関係も終わっておりますので、そちらのほうも大丈夫かなと思っております。

あともう一つ、靴入れのお金のほうは、お金を入れるようにしたらいいのか、それとも入れないで自由にしたほうがいいのかということですが、県内ちょっと回ってみますと、自分の靴とかを管理する上で、ほかの方々が間違っって持っていったりするわけですので、自分でお金を入れてそれを管理していただいたほうが管理上いいのかなと思ひまして、そのようにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） フロント体制。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） フロント体制については、今産直の方々、佐々木議員さんも当番で来ておりますが、4月からは常時1人総合案内のほうに配置しておりますので、たまにのける場合は交替制で、できる限りそこにいるようになっておりますので、もしない場合は私のほうが注意しながら、目配り、気配りをしながら対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 上席副参事からお話いただきましたけれども、やはりお風呂という特殊な構造なものですから、傷みもかなりひどくなるかと思うので、早目の点検なり、当初桜井さんが、私当初からいっばいお世話になっているんですけども、毎日のようにズボンをまくり上げて2階に上がって、お風呂を必ず点検していたのを見ておりますので、できれば管理者の方には毎日のようにお風呂の点検をして、お客様を迎えていただくというのであれば、老朽化も進んでいますので、その辺の管理をよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

それから、フロントのところ、下足は自分が入れてというのがあるんですけども、時間がある方だと思ひますけれどもお金が落ちていないかどうか必ず見ている方がいるので、その辺もフロントの担当者が見て注意をするなりしていただくといいのかなと思ひています。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課上席副参事。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） ありがとうございます。今言ったように、施設面については私も7時半から8時ごろ、早目に来て一度は点検しておりますが、ただ施設係も含めて十分に気をつけながら、点検をしながら、施設の管理運営をしていきたいと思っております。

2つ目のほうについても、総合案内、特に気をつけて目を配りまして、今言ったようなことがないように、サービスが逆に悪いイメージになるといけませんので、十分に気をつけてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

22ページから23ページまでの徴税费について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

24ページから25ページまでの選挙費について質疑ございませんか。

休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 2時59分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

再度お聞きいたします。24ページから25ページまでの4項選挙費についてご質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、同じく24ページから25ページまでの5項統計調査費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 続きまして、26ページから27ページまで、3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、28ページから29ページまで、同じく3款民生費の2項児童福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、30ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく30ページから35ページまで、6款農林水産業費1項農業費について質疑ございま

せんか。4番。

○4番(稲葉 定君) 農業委員会費についてなんだけれども、農業委員の減員で予算減になっているけれども、補欠選任などは行わないのでしょうか。

○議長(遠藤稔雄君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(瀬川 晃君) 今回、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、昨年9月4日に公布されておりますけれども、それ以降は選挙による補欠選挙も行わないことになっておりますので、補選はありません。

○議長(遠藤稔雄君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 次に進みます。

34ページから37ページ、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 次に進みます。

36ページから37ページ、8款土木費2項道路橋梁費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) それでは、38ページから39ページまでの3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 同じく38ページから39ページまで、4項住宅費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 同じく38ページから39ページまで、9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) それでは、40ページから41ページ、10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 42ページから43ページまで、2項小学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 次に進みます。

同じく42ページから43ページまで、3項中学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 次に進みます。

44ページから45ページまで、4項幼稚園費について質疑ございませんか。8番。

○8番(久 勉君) 預かり保育Bの南幼稚園での開始ということで、10月からということなんですけれども、3月のときに南幼稚園でもやるべきということで申し上げて、早速補正を組んでいただいて10月から実施するということは、大変地域のお子さんを抱えているお母さん方にとってもいいことだと思います。

ただ、そのときに、施政方針にもあったんですけれども、学童クラブのことで「可能な範囲での保育施設の

整備、対象年齢の拡充、実施の方法等について検討してまいります」とうたっていて、教育長の答弁でニーズ調査を行うということが答弁されているんですが、そのニーズ調査は行われたのかどうか。

○議長（遠藤稯雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今の質問ですけれども、学童クラブについての質問（「幼稚園の。ニーズ調査」の声あり）南幼稚園の預かり保育Bのことで調査をするということですよ。はい。

これについては、過日行われた教育厚生常任委員会でもお話し申し上げましたけれども、全体的な制度設計といたしますか、これは児童クラブも含めてですけれども、その辺の制度設計につきましては子ども・子育て会議で行うということで、この4月から福祉のほうに行ったわけでございます。そういうことで、ただ教育委員会といたしましてはまず現業的な部分ということでございまして、実際問題待機児童がいるということでございますので、今年度は1年生が12名入っておりますので、まずは南幼稚園にそれを設置するというので、あとはその調査につきましては、南幼稚園に実際に10月から開設しますけれども、入ってくる子供の状況によっては場合によっては調査をしなければならないと。そういう場合は、子ども・子育て会議、福祉課のほうとも相談して実施したいと思っています。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 子ども・子育て会議の所管課というのは福祉課なんですか。先日、議会報告会をやったときに、町民の方から土日の対応も考えてほしいということを言われたんですけれども、結局それはお母さん方で例えば看護師さんであるとか介護職であるとかそういう土日も365日やっているところに勤務している方は結局土曜日曜関係なく交代勤務でやっているわけですから、そういう方々を救うためにも土日のことも検討、子ども・子育て会議があるんでしたらそういう場所で検討すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 今のは保育所のことになりますか。保育園。（「全部含めて」の声あり）保育については現在土曜日はやっておりまして、日曜日だけ休みとなります。まだ子育て支援会議を開催しておりませんが、今後議題として挙げていきたいと考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） ちょっとこれ関連なんですけれども、きのうの企画財政課長とか副町長の答弁の中で、例えば公共施設等総合管理計画あるいは温泉のことに関しても今年度中という言葉なんですけれども、ちょっと気になるのは今年度中というと来年の3月までなんですよね。ですから、例えば観光振興計画に関しても、せめて最低11月まで、そうしないと来年度の予算に反映できないんじゃないでしょうか。いかがですか、副町長。

○議長（遠藤稯雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 計画によっては1年、2年かかるものもありますけれども、例えば観光振興計画も来年からすぐやるというものがあればそれは11月に決めて当初予算で組んでいけばいいんですけれども、もう少し長いスパンで考えていった方がいいのかなと私は思います。

それから、公社も法人化にしていく、できるだけ早く法人化にはしたいと思っています。ただ、いろんなハードルを超えなければいけない部分がいっぱいありますので、今年度中には完成させますよというお話をさせてい

ただいたところでは。

○議長（遠藤稔雄君） どうぞ。4回目。

○8番（久 勉君） 例えば公共施設等総合管理計画を立てなければ国からお金が引き出せないとか、それはやっぱり例えば沢住宅の古いモルタルのアパートといいますか、あれとかをすぐ取り壊すべきだと発言したときに、これは公共施設等総合管理計画をつくれれば国から補助か起債か何か借りられるので、それをつくってからということですので、やはりそうやって対象物があるわけですから、11月まできちんとつくって、来年度の予算に反映させて、一日も早くあのみっともない姿というんですか、そういったのを撤去することできちんと計画をつくって進めるべきだと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 一部議題外がありますので、預かり保育に関するの答弁でお願いしたいと思います。休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

町長。

○町長（大橋信夫君） 預かり保育Bはよいと。秋から実施されますので、問題はお母さん方は土日も働いているよと、その土日の保育はどうするんだというのが恐らく趣旨だったろうと考えます。確かにさくらんぼと涌谷保育園は保育所ですからやります、休日も。ほかの幼稚園は預かり保育Bということで、あくまで幼稚園の中での体制ということで、確かに8番議員さんおっしゃるとおりだと思っております。そのことにつきましても、今ここで「はい、やります」と言うこともできませんので、教育委員会なり福祉課と相談しながら、できれば全幼稚園一斉に始まるような形で、いつになるのか、始められるのかという形まで相談してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく44ページから47ページまで、5項社会教育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

48ページから49ページ、6項保健体育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 50ページから51ページ、14款予備費1項予備費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで、時間を1時間延長しておきます。

休憩いたします。再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第54号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を増額し、総額を25億1,303万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人事異動による職員人件費の減額及び制度改正に伴う電算システム改修について、所要の措置を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書の6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

3款国庫支出金①国保改革準備事業費補助金140万4,000円を増額でございますが、歳出の1款総務費で計上していますシステム改修委託料の全額が国庫補助金として見込めることから、お願いするものでございます。

次に、9款繰入金①その他一般会計繰入金101万7,000円の減額でございますが、歳出の8款保健事業費に係る人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金も減額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費13節委託料140万4,000円の増額でございますが、国保の制度改革により平成30年度からは都道府県が国保の財政運営の責任主体を担うこととなり、より安定的な財政運営や効率的な事業運営で国保制度の安定化を図ることとなります。市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。今回は事前の準備作業としまして必要なデータを作成し、県に提供するために住民情報システムの改修をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第55号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ191万円を減額し、総額を4億4,177万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事異動等に伴う所要の措置を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくようお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第56号 平成28年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、総額を1億2,772万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、篁岳中央地区の機能診断を実施するもので、歳入におきましては国庫補助金を増額し、歳出におきましては機能診断に伴う委託料等につきまして所要の措置を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第56号 平成28年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

3 国庫支出金 1 国庫補助金 1 農林水産業費 国庫補助金① 農業集落排水事業費補助金でございますが、200万円の増額でございますが、農業集落排水事業の最適整備構想策定に係る補助金でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

1 農業集落排水整備費 1 農集排管理費 1 農集排総務費 2 一般管理経費でございますが、13節委託料205万2,000円の増額でございますが、農業集落排水事業の最適整備構想策定に係る篁岳中央地区の機能診断業務委託料で、農業集落排水施設の機能診断を実施いたしまして、最適整備構想を策定することで長寿命化対策を実

施し、安定的な処理能力を維持することによりまして、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るもので、施設更新等に係る補助対象要件となっております。

なお、事業費の補助対象は1地区200万円を上限といたしまして、補助率は100%でございます。上限を超えた分につきましては単独費を充てることとなります。

今後、箕岳中央地区にとどまらず、ほかの施設等も機能診断を行い、最適化構想を策定していく予定でございます。

続きまして、3予備費でございますが、5万2,000円の減額につきましては、歳出等の調整でございます。説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成28年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成28年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第57号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ618万8,000円を増額し、総額を16億7,860万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事異動等に伴う所要の措置を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎特別委員会の設置について

○議長（遠藤稯雄君） 日程第12、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今後、住民の生活の安定を図り、活気ある住環境の構築と地域経済の活性化のために、よりよい企業を育成・支援し、誘致することは不可欠でございます。その施策として何が必要なのかを考え、町が進めている企業誘致事業に対する支援・検証のあり方を調査することを目的として、議長を除く議員全員で構成する企業立地推進に関する調査特別委員会を設置し、かつ地方自治法第98条第1項に関する権限を付与し、調査が終了するまでの期間、調査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

本案については、議長を除く議員全員で構成する企業立地推進に関する調査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項に関する権限を付与し、調査終了までの期間、調査に付することに決定しました。

ここで、特別委員会開催のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時52分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

休憩中に企業立地推進に関する調査特別委員会の委員長等の選任が行われましたので、ご報告いたします。

特別委員会委員長に12番鈴木英雅君、特別委員会副委員長に8番久 勉君、小委員会委員に1番竹中弘光君、

5番大友啓一君、8番久 勉君、9番杉浦謙一君、10番門田善則君が選任され、小委員会委員長には10番門田善則君、小委員会副委員長に9番杉浦謙一君が選任されましたので、ご報告いたします。



◎発言の取り消し

○議長（遠藤稔雄君） ここで、昨日の一般質問において4番稲葉委員のほうから削除の申し出がございますので、これを許可します。

○4番（稲葉 定君） 無駄な時間をとらせて済みません。

昨日6月22日の会議における私の発言のうち、一部事実誤認がありましたので、次の部分を取り消したいので議会において許可されるよう、会議規則第60条の規定により申し出ます。

取り消したい発言は、生活保護に関する質問全てでございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ただいま4番議員のほうからきのうの一般質問について生活保護に関する発言の取り消しでしたが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

それでは、4番議員からの取り消しの申し出についてそのように決定いたしました。



◎請願・陳情審査報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、請願・陳情審査報告。

かねて総務産業建設常任委員会に付託しておりました平成28年陳情第3号 道路交通環境改善 上涌谷駅信号設置についての要望書についての委員長報告を議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会門田委員長、ご報告をお願い申し上げます。

○総務産業建設常任委員長（門田善則君）

涌谷町議会 議長 遠 藤 稔 雄 殿

総務産業建設常任委員会 委員長 門 田 善 則

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号 平成28年陳情第3号

付 託 年 月 日 平成28年3月11日

件 名 道路交通環境改善 上涌谷駅信号設置について

審査の結果 採択すべきもの

陳情書の趣旨

国道108号線交差点涌谷不動堂線上涌谷駅踏切周辺交差点に関しては、押しボタン式の歩行者用の信号機が設置されているのみである。自動式の信号がないため、朝の通勤時は国道に出る車で渋滞し、自転車通学の児童や電車、スクールバス利用者などの横断もあり、重大な事故につながるおそれがある。また、踏切を超える車の通行量も多く、出会い頭の事故も発生している。町民の生命、安心を確保するためにも、早期に信号機設置を要望するものである。

調査内容

(1) 平成28年4月12日、現地調査。委員全員と建設課長、事務局職員で現地を確認しました。

(2) 平成28年4月20日、担当課意見聴取。要望事項に関して、担当課から平成27年12月18日、遠田署に確認した結果報告と、今後の進め方について意見を聞きました。

所感

国道108号線の交差点（上涌谷駅踏切周辺）については、以前から信号機設置が要望されている箇所である。踏切改良工事と上涌谷駅前国道の整備工事の完了に伴い、信号機の設置見込みが立ってきたところであったが、依然国道と踏切間の距離が短いという構造上の問題が解決されることなく、県警本部から信号機の設置は難しいとの回答をいただいた。

信号機設置に向けては、道路の改良が不可欠であるが、国道と涌谷不動堂線の主要な交差点であり、利用者も多く、常に変危険な割り込み進入であることから、早期に設置していただけるよう今後も粘り強く働きかけていくものである。

以上、報告します。

○議長（遠藤稔雄君） 大変ご苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

平成28年陳情第3号 道路交通環境改善 上涌谷駅信号設置についての要望書は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、平成28年陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤积雄君） 日程第14、議発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。班長。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第3号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成28年6月23日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	門 田	善 則
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	大 友	啓 一
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会 議長 遠 藤 积 雄 殿

(別紙)

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

現在、日本の雇用形態は大きく変わり、非正規労働者が全国で約2,000万人にのぼり、今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態である。

東日本大震災からの復興も遅れており、復興予算の拡充と併せ、自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につなげなければ、人々の生活再建も、地域の復興も進まない。

また、賃金の地域格差も大きく、宮城県と東京都では時間額で181円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を促している。

2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。

最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通である。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済を成り立たせている。

生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくり、不況に強い社会を実現できる。

よって、涌谷町議会は政府に対し、中小企業への支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げるよう、下記の



項目の早期実現を強く求める。

記

- 1 政府はワーキング・プアをなくし、生活できる最低賃金にするため大幅引上げを行うこと。
- 2 政府は全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの事務局総務班長の朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います。これにご質疑ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書については提出することに決しました。



◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、請願・陳情。

陳情第4号 伊達安芸宗重公350年祭記念事業の実施に関する要望書については、会議規則第85条の規定により総務産業建設常任委員会に付託し、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤积雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は総務産業建設常任委員会に付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

陳情第5号につきましては、先ほど議発第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤积雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号はみなす採択と決しました。

陳情第6号 日本政府に核兵器廃絶のための行動を求める意見書の提出についてと、陳情第7号 TPP協定の国会批准に反対する政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出については、配付といたしましたので、ご了承願います。



#### ◎議員派遣について

○議長（遠藤积雄君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

#### 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

平成28年6月23日

涌谷町議会 議長 遠藤 积雄

#### 記

件名	町村議会議員講座
目的	町村議会議員の資質向上のための研修会
派遣場所	宮城県自治会館
期日	平成28年7月27日から29日
派遣議員	全議員
件名	町村議会議員研修会
目的	町村議会議員の資質向上のための研修会
派遣場所	大和町まほろばホール
期日	平成28年8月22日
派遣議員	全議員

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。



#### ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会6月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす6月24日から12月28日までの188日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月24日から12月28日までの188日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

今回は、公の施設の問題でいろいろ議論が出ましたが、ああいう形を踏み台として、やはり議会も非常に緊張感を持って審査しなければならないということを痛感しました。今後とも皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分